

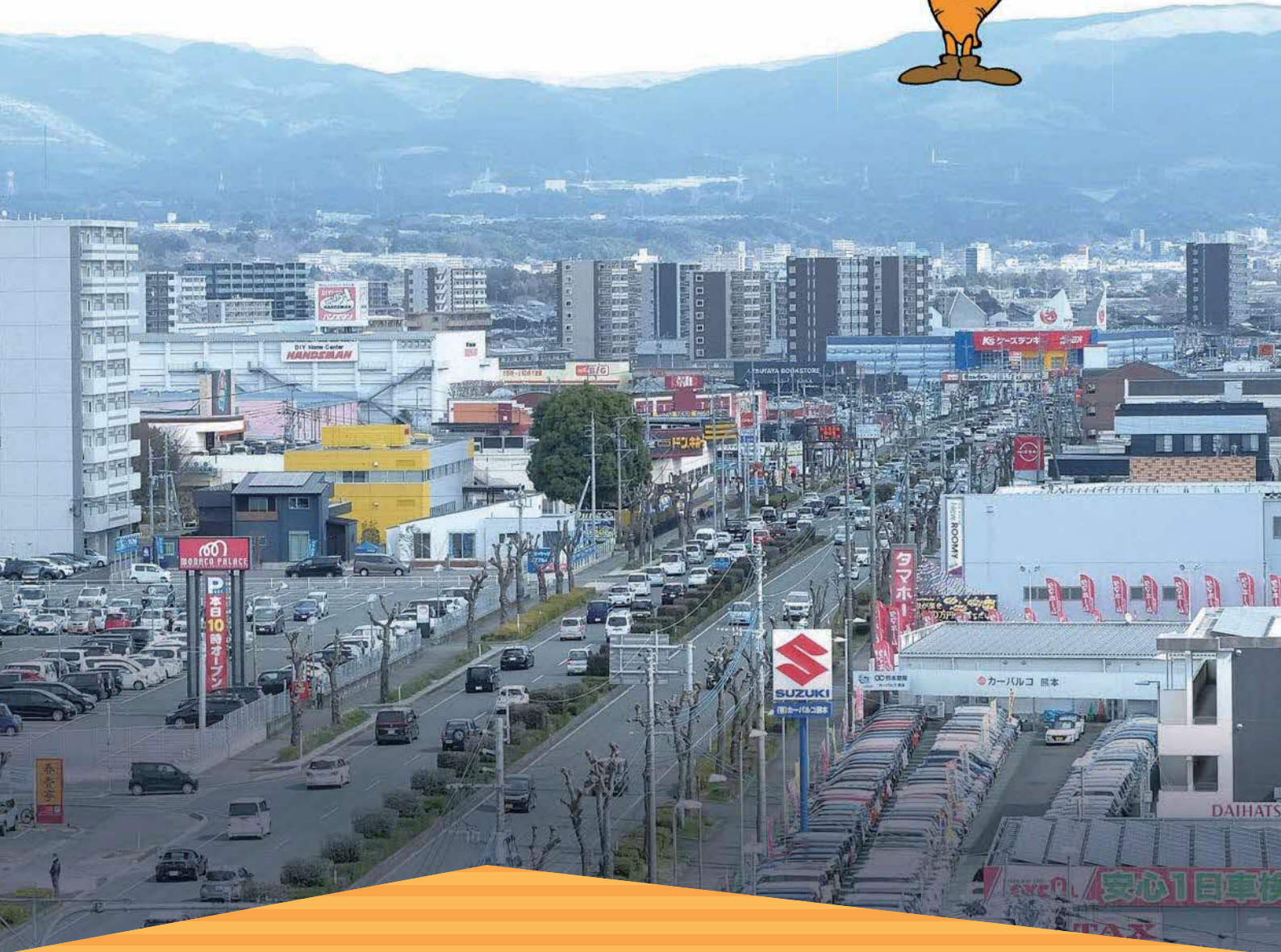


2026

# きくようまち

毎日の暮らしの中で、行政サービスを利用するときのガイド役

# 生活便利帳





菊陽町長 吉本 孝寿

# ごあいさつ

菊陽町へようこそ！

皆さんの生活の場に菊陽町を選んでいただき、ありがとうございます。

本町は、豊富な地下水と町を東西に流れる白川を源とした豊かな自然に加え、熊本市と阿蘇を結ぶ国道57号やJR豊肥本線が通り、阿蘇くまもと空港も近接するなど交通の便も良い、暮らしやすい町です。昨年10月には、昭和30年の3村合併から70周年を迎えました。これまでの歴史に敬意を表するとともに、本町のめざすまちの姿「ともに 輝き 成長しつづけるまち 菊陽」の実現に向けて、新しいスタートをきったところです。

皆さんに菊陽町に「住んでよかった」「これからも住み続けたい」「誇れる町」と思ってもらえるよう、政策に取り組んでまいります。

この度、菊陽町に住み始める皆さまが、行政サービスをすぐに調べることができるように「きくようまち生活便利帳」を作成いたしました。

身近なところに置いていただき、普段の生活で活用していただけたら幸いです。


令和8年4月

## ■ 菊陽町のあゆみ

昭和30年 4月	菊池郡津田村、菊池郡原水村、上益城郡白水村が合併し、本町の前身である「菊陽村」が誕生
昭和40年 10月	国勢調査人口10,570人
昭和44年 1月	町制を施行し「菊陽町」に
昭和46年 4月	熊本空港開港
昭和46年 5月	熊本都市計画区域に編入
昭和55年 11月	人口20,000人突破
昭和62年 3月	菊陽第一土地区画整理事業工事着手（平成17年4月完了）
平成元年 3月	公共下水道供用開始
平成4年 4月	菊陽バイパス全線開通
平成6年 5月	鹿児島県屋久町と姉妹都市盟約を締結（現屋久島町）
平成9年 12月	菊陽第二土地区画整理事業工事着手（令和4年2月完了）
平成10年 2月	武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業工事着手（光の森地区・平成19年6月完了）
平成14年 11月	「光の森」地区分譲開始
平成16年 4月	人口30,000人突破
平成27年 4月	人口40,000人突破
令和5年 7月	台湾新竹県宝山郷と友好交流協定を締結
令和6年 12月	Japan Advanced Semiconductor Manufacturing(株) 第1工場操業開始

# INDEX

ごあいさつ	
INDEX	1
目的別さくいん こんなときには	2


 菊陽町ガイド	
きくようまちってこんなところ！	3
公共施設・行政区マップ	4

## 特集


菊陽で  
行く、見る、楽しむ


人々が集い、  
活気あふれるまちの楽しみ方


菊陽歳時記	6
菊陽の歴史と文化	7
菊陽杉並木公園さんさん	8
特産品 菊陽にんじん	9
総合交流ターミナルさんふれあ	10
菊陽町総合体育館	12
くまモンアーバンスポーツパーク	14
巡回バス「キャロッピー号」	15
乗合タクシー	16
証明書のコンビニ交付サービス	17
コンビニ・スマホで町税や料金の支払いができます	17
町の情報の受け取りはこちらから	18

 いざというときに	19
警戒レベルと避難のタイミング	19
もしもの時に備えて	
～ハザードマップを活用しよう～	20
デマ情報を拡散しない、惑わされない	20
自主防災組織	20
家の中の事前の備え	21
家具の転倒、落下を防ぐポイント	21
家の周囲の事前の備え	21
非常時持出品(例)	22
非常時用備蓄品(例)	22
定期点検!	22
避難所等一覧	23


 問い合わせ先一覧	24
--	----

 庁舎案内・施設案内	26
庁舎案内	26
町施設案内	27


 暮らしの窓口	33
戸籍の届出	33
住所の届出	34
各種証明	34
マイナンバー(個人番号)制度	35
マイナンバーカード電子証明書	35
旅券(パスポート)	36
印鑑登録	37
窓口業務の日曜日開庁	38
西部支所の主な業務	39


 税金	40
町税	40
税証明	40
軽自動車税	41


 国民健康保険・国民年金	42
国民健康保険	42
国民年金	44

 子育て・教育	45
母と子の健康	45
こどもの予防接種	46
こどもの福祉	47
ひとり親家庭への支援	48
子育て支援	49
認可保育施設	50
認可保育施設の利用	51
こども家庭センター	53
小学校・中学校など	54

 福祉・介護・高齢者	55
障がい(者)福祉	55
生活支援	58
高齢者福祉	58
後期高齢者医療制度	60
介護保険	61

 健康	64
健康	64
町の救急医療体制	65

 住まい・暮らし	66
ごみ・リサイクル	66
ごみ処理関連の補助金	67
地下水保全・エコ関連補助金	68
し尿など	68
火葬場	69
犬を飼う人へ	69
上水道・下水道	70
住宅支援	71
住環境保全	72
交通安全	72
菊陽町高齢者運転免許証自主返納支援	73
ボランティア	73

 生涯学習・スポーツ	74
生涯学習	74
スポーツ・体力づくり	74
人権教育・啓発	74
菊陽町図書館	75

 議会・選挙	76
議会	76
選挙	77

 各種相談	78
ふれあい総合相談	78
消費生活相談	78
こころの相談	78
こども総合相談	79
もの忘れ相談	79

## 転入します・転出します

住所の異動(転入届・転出届) .....	34
国民健康保険に関する届出 .....	42
(国保に加入するとき・国保をやめるとき)	
義務教育(転校) .....	54
ごみの収集 .....	66
上下水道(入・退去をされる時) .....	70

## 結婚します

戸籍の届出(婚姻届) .....	33
国民健康保険に関する届出(その他) .....	42
国民年金の届出(国民年金に加入する・脱退する) .....	44

## 赤ちゃんが生まれます

戸籍の届出(出生届) .....	33
国民健康保険に関する届出	
(国保に加入するとき) .....	42
出産育児一時金 .....	43
母と子の保健 .....	45
子ども医療費助成制度 .....	47
子育て支援 .....	49
保育所など .....	51
休日在宅当番医 .....	65

## 成人します

国民年金の届出(国民年金に加入する・脱退する) .....	44
-------------------------------	----

## 不幸がありました

戸籍の届出 .....	33
国民健康保険に関する届出(国保をやめるとき) .....	42
国民年金の届出 .....	44
ふれあい総合相談 .....	78



# きくようまち って こんなところ!



## 人口・世帯数 (令和7年12月31日現在)

総人口…43,942人 世帯数…19,882世帯  
男……21,769人  
女……22,173人

## 町章

菊陽の“キ”を  
図案化し、平  
和の鳥とのび  
ゆく町を表現したものです。



## 町民憲章

私たち菊陽町民は、郷土の繁栄を願い、  
住みよい町をつくるため、力を合わせる  
ことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 さわやかなあいさつで  
心のふれあう町をつくります。
- 1 たくましい青少年を育て  
未来を拓く町をつくります。
- 1 健康で 思いやりのある家庭を築き  
安全な町をつくります。
- 1 仕事に励み  
活力ある町をつくります。
- 1 伝統を重んじ  
緑豊かな文化の薫る町をつくります。  
(平成元年11月1日)

## 町花

高貴な花として、日本  
では古くから観賞用に愛  
好されています。菊陽の  
菊を意味し、町花として  
ふさわしい花です。

菊



## 町木

杉



豊後街道(旧国道57号)に、400年以上の歴史を  
持つ杉並木は、東西に12kmにわたって続いていま  
す。大地にしっかり根を張り、天に向かって伸び  
ている姿は、本町の将来を象徴しています。

## 町の鳥

ひばり



高空をさえぎりながら飛ぶ習性は、未来  
に羽ばたく本町の姿を象徴しています。



町マスケット  
キャラクター  
「キャロッピー」

町特産品の  
にんじんをモチーフにした  
マスケットキャラクターです。





菊陽で行く、見る、楽しむ

# 菊陽歳時記

菊陽町ガイド



豊肥本線沿いの桜と菜の花



出分公園の満開の桜

Spring

春



無病息災を祈る大原阿蘇神社の茅の輪くぐり



菊陽町夏まつりを盛り上げる大輪の花火

Summer

夏



菊陽町夏まつりの町民総踊り



獅子楽に合わせて舞う馬場桶の獅子舞

秋

Autumn

すぎなみフェスタで町の甘いにんじんを釣る



冬

Winter



出初式で訓練の成果を披露する消防団員



鉄砲小路生垣



みこしを畑へ力いっぱい落とす。お法使祭



天高く燃え上がるどんどやの炎

# 菊陽で行く、見る、楽しむ 菊陽の歴史と文化

問 生涯学習課 Tel 232-4917

400年前に  
作られたと伝わる  
農業用水路



## 馬場楠井手の鼻ぐり（通称：鼻ぐり井手）

馬場楠井手は、加藤清正公の肥後統治時代に白川左岸中流域の畑地を水田化するためにつくられた、熊本市の東海学園前駅近くまで続く約12kmの農業用水路です。馬場楠井手を含む白川流域かんがい用水群は平成30年に世界かんがい施設遺産に登録されました。このうち、曲手～辛川区間の約390mに渡る人工の構造物が「鼻ぐり」と呼ばれており、平成31年に熊本県指定史跡となっています。

トンネル状の溝穴が作る水の流れによって井手底の土砂や火山灰を排出する仕組みで、この穴の形が「牛の鼻輪」または「鼻輪を通す鼻の形」に似ているところが「鼻ぐり」の名称の由来とされています。



## 馬場楠井手の取入口

「鼻ぐり」へと続いていく水の取入口で、慶長13年(1608年)に加藤清正公によって築造されたと言われ、井手の完成で農作物の収穫量が3倍になったと伝えられています。現在は、部分的にコンクリートで補強されていますが、今もお健在です。



## 蘇古鶴神社の楼門

銅板葺きの二層建築です。門内には「奇岩窓神(くしいわまどのかみ)」、「豊岩窓神(とよいわまどのかみ)」の異名同体の二神が祀られています。

往時を偲ばせる  
苔むした石畳



## 六道塚古墳

二段築成の円墳と推定されています。塚の上には楠の大樹がそびえ、その根元には「神石」が祀ってあります。この神石は、「さくらぎ神社」と称され、益城町寺中にある津森神宮の末社と伝えられています。



戦国時代に  
合志軍と島津軍が  
戦った城跡

## 今石城跡

今石城は、玉岡城(現大津町)や須屋城(現合志市)などと共に薩摩(鹿児島)の島津氏からの侵略に備えた、舌状丘陵の山城の一つであり、位置は今石神社とその後方台地と推定されています。

## 南郷住還跡

肥後の国府「飽田府」は9世紀～14世紀末まで、古町村(現熊本市西区二本木)にあり、政治・経済・文化の中心となっていました。この肥後の国府と阿蘇南郷とを結ぶ道路が南郷住還です。



入道水眼鏡橋

古閑原眼鏡橋

井口眼鏡橋

上津久礼眼鏡橋

町内にある眼鏡橋

## 菊陽で行く、見る、楽しむ

# 菊陽杉並木公園さんさん

この公園は、本町を代表する歴史的景観である「豊後街道菊陽杉並木」の沿線にあり、人とひとがふれあう交流の場・町づくりの拠点となるよう、「菊陽杉並木公園」を総称名としています。また、災害時に身の安全を確保するための指定緊急避難場所に指定されています。

問 スポーツ振興課 TEL 288-7877



A

**A メインゲート** ゲートの外には、公園のシンボルツリーでもある、ケヤキがあり、ゲートをくぐると、目の前に広がるふれあい広場までの通路はケヤキ並木になっています。



B

**B 野外ステージ** イベント時のステージなどとして利用できる野外ステージです。バックスクリーンには町の木である、杉の木が列植してあります。



E

**C 公園管理センター** ホールには姉妹都市でもある、屋久島町より、姉妹都市盟約の絆として寄贈された大きな「屋久杉根株」が展示されています。他にも学習室などがあり、公園と共に、広く利用されています。



C



F

**D ふれあい広場** 緑あふれる広々としたふれあい広場は各種イベントはもちろん、家族連れや、カップルの憩いの場として利用されています。



D

**E スポーツ広場** スポーツをするのに、最適な広々とした広場です。外周には、16種類の桜を植栽しており、春になると、お花見を楽しむ人々の憩いの場としても活用されています。



**F 中央広場** メインゲートからまっすぐ奥に位置する中央広場。階段を上ると、手前にキャンドル噴水、奥に樹氷噴水が配置されています。噴水の周りには花壇が広がり、休憩の場として利用ができるように、パーゴラやベンチなどを配置しています。

## 菊陽で行く、見る、楽しむ 特産品 菊陽にんじん

問 農政課 TEL 232-4916



町のにんじん栽培は昭和47年頃から本格化しました。

当時、米の生産過剰が続き、減反政策の一環として麦・大豆などの他たばこの栽培が行われていましたが、町ではたばこの転換作として秋冬にんじんが導入されました。町の土壌は「黒ボク土」という火山灰土壌で通気性・透水性に優れ、にんじん栽培にとっては最も適した土壌であり、機械化の導入に伴って作付け面積は飛躍的に向上し、町の基幹作物となりました。

にんじんの栽培に適した町の「黒ボク土」



町の  
にんじん生産は、  
県内はもちろん  
九州でも  
トップクラスです。



### Topic

ご存じですか？  
県内一位の生産量の  
「スイートコーン」

実は、町のスイートコーンは作付面積と生産量が県内一位。強い甘みが特徴のゴールドラッシュの生産が盛んです。5月初旬から市場に出回り、6月ごろに旬を迎えます。ぜひ菊陽産のスイートコーンを食べてみてください。



菊陽で行く、見る、楽しむ

# 総合交流ターミナル さんふれあ

☎ さんふれあ TEL 232-8690

総合交流ターミナルさんふれあは、広々とした温泉やサウナ、農産物直売店、地元の食材を使った食事処、気軽に運動できるスポーツジムの兼ね備えた複合施設です。毎日、町内外より多くの方が来館される町の交流拠点となっています。子どもから大人まで健康的で楽しい時間を提供します。



※営業時間や利用料金などが変更になっている場合がありますので、さんふれあホームページでご確認ください。



さんふれあホームページ



さんふれあInstagram

## 所在地

菊陽町大字原水5359番地

## 定休日

毎週火曜日(祝日の場合は営業)

## 営業時間

- 天然温泉さんさんの湯  
午前9時30分～午後11時(受付午後10時30分まで)
- お食事処さん膳  
午前11時30分～午後2時30分(オーダーストップ午後2時)  
午後5時30分～8時30分(オーダーストップ午後8時)
- 農産物直売店さん彩  
午前9時～午後7時
- スポーツジムにんじむ(健康増進施設)  
月～土曜日 午前9時30分～午後10時30分(受付午後9時30分まで)  
日曜日・祝日 午前9時30分～午後7時(受付午後6時まで)

## 天然温泉 さんさんの湯

大浴場や露天風呂、乾式サウナ、蒸気サウナ、歩行浴などさまざまな温泉をご用意。美肌の湯と呼ばれる、刺激の少ない万人向けの弱アルカリ性単純温泉。和風浴場と洋風浴場が週替わりです。貸切使用が出来る家族風呂、介護入浴にも使用出来る福祉風呂はその都度お湯を入れ替えるので、いつでも一番風呂が楽しめます。

### ■入浴料

	町内	町外
大人(中学生以上)	450円	450円
小人(4歳~小学生)	250円	250円
70歳以上	350円	450円



## お食事処 さん膳

お一人様から少人数の集まり、10～60人の宴会まで利用できます。趣味やPTAの会合、法事などで利用できるプランをご用意していますので、気軽にお問い合わせください。人気のホルモン定食や、温泉券が付いた定食も大好評です。

## 農産物直売店 さん彩

自然豊かな町では、農畜産業が盛んです。農産物直売店「さん彩」には、とれたての野菜や果物が、地元の生産者の皆さんの手で届けられます。肉や卵、手作りの惣菜や弁当のほか、町の姉妹都市・鹿児島県屋久島町の特産品も販売しています。食は元気の源。栄養たっぷりの食材を取り入れ、健康的な食生活を送りましょう。



## スポーツジム にんじむ(健康増進施設)

誰もが気軽に楽しめるトレーニングジムです。広々とした室内には8台のルームランナーをはじめ、さまざまなマシンを備えており、運動不足解消や筋力アップに自分のペースで利用出来ます。スタジオ教室はヨガやピラティスなどのプログラムが充実。温泉とのセット券もあり、1回だけでも利用可能。インストラクターが常駐しているので、初心者でも安心です。

### 当日券

- トレーニング(1回/3時間)  
一般400円/70歳以上300円
- トレーニング(1回/3時間)+温泉  
一般740円/70歳以上590円
- スタジオレッスン(1回)  
一般400円/70歳以上300円

### 回数券・月会員

- スタジオ回数券(11枚/3カ月間有効)  
一般4,000円/70歳以上3,000円
- 月会員(トレーニング+スタジオ+温泉)  
一般7,900円/70歳以上6,100円

※体組成計300円(印刷+指導料)、レンタルシューズ100円

体を動かすと  
気持ちいい!



## 菊陽で行く、見る、楽しむ 菊陽町総合体育館

☎ スポーツ振興課 TEL 288-7877

菊陽杉並木公園を拡張し、防災公園とする「菊陽杉並木公園拡張整備事業」の一環として整備を進めてきた総合体育館が令和5年10月にオープンしました。

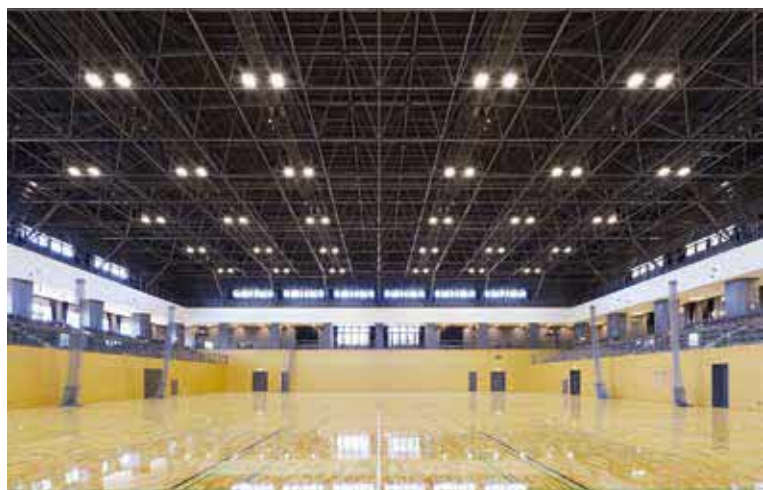
平時には誰もが利用できるスポーツの拠点として、災害時には町民の命を守る避難拠点として、町のシンボルの一つとなることが期待されています。



**所在地** 菊陽町大字原水5352番地3

**利用時間** 午前9時～午後10時

**休館日** 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)  
年末年始(12月29日～1月3日)



**メインアリーナ** 面積(約1,664㎡)

- バスケットボールコート(2面)  
※メインアリーナのバスケットゴールは移動式です。準備と片付けに30分程度かかります。
- バレーボールコート(3面)
- バドミントンコート(10面)



**サブアリーナ** 面積(約627㎡)

- バスケットボールコート(1面)
- バレーボールコート(1面)
- バドミントンコート(3面)
- 剣道(2面)
- 柔道(1面)

※柔道での利用は柔道畳を敷く必要があります。準備と片付けに時間を要します。



**多目的室** 面積(約292㎡)

- 会議用机(48台)
- 会議用椅子(144脚)

※卓球や空手での利用も可能です。

※会議などの規模に応じて2部屋に分けて使用できます。



**大会議室** 面積(約114㎡)

- 会議用机(24台)
- 会議用椅子(72脚)

※会議などの規模に応じて2部屋に分けて使用できます。



**小会議室** 面積(約39㎡)

- 会議用机(6台)
- 会議用椅子(18脚)



**トレーニング室** 面積(約299㎡)



**テニス場** (4面)



**スタジオ** 面積(159㎡)



詳しくはこちら

菊陽で行く、見る、楽しむ

# くまモンアーバンスポーツパーク

☎ スポーツ振興課 TEL 288-7877

菊陽町ガイド

菊陽杉並木公園を拡張し、整備を進めてきた「くまモンアーバンスポーツパーク」が、令和8年4月にオープンします。

本パークは、スケートボードの国内大会や世界大会が開催可能な、西日本最大級のアーバンスポーツ施設です。スケートボードは、中・上級者向けの「ストリートエリア」「パークエリア」と、初心者や小さな子どもたちも楽しめる「フラットエリア」があります。また、BMXなどのスポーツが楽しめる「多目的エリア」、バスケット「3×3エリア」など色々なスポーツが楽しめます。

また、施設全体を、熊本県が進める「くまモンランド化構想」の一つの拠点として、くまモンを取り入れたデザインにしています。



**所在地** 菊陽町大字原水5289番地1

**利用時間** 午前9時～午後10時

**休園日** 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)  
年末年始(12月29日～1月3日)



詳しくはこちら





# 巡回バス「キャロッピー号」

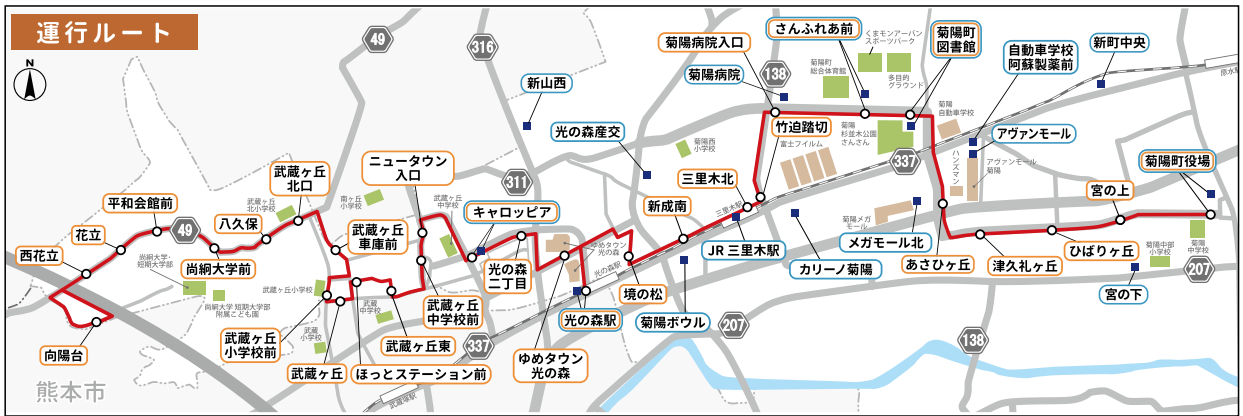


問 総合政策課 TEL 232-2112

**運賃** 中学生以上：**100円** 小学生：**50円** 未就学児：**無料**

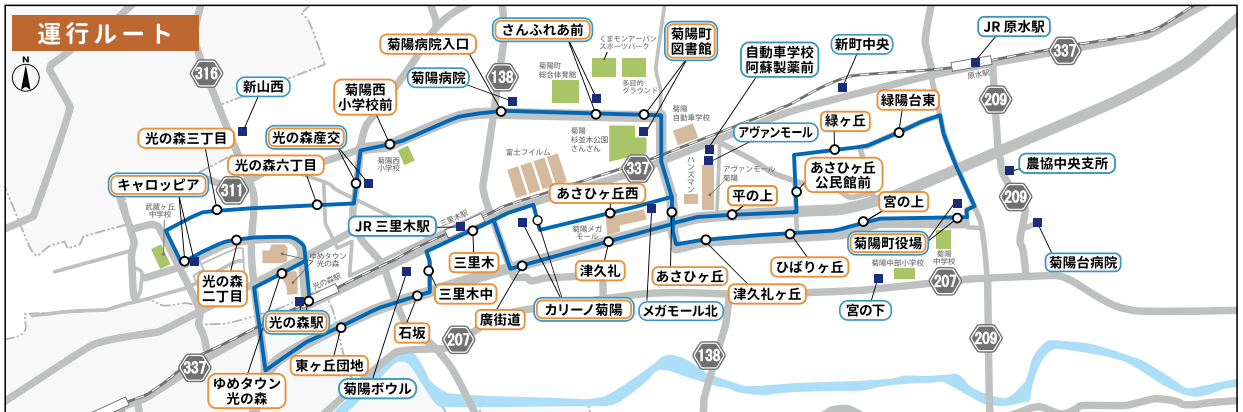
菊陽町ガイド

西部線 月・水・金 週3日運行



経路	起点	主な経由地	終点	
往路	向陽台	→ 武蔵ヶ丘 → ゆめタウン → 図書館 →	菊陽町役場	
	9:00		9:39	
	10:40		11:19	
	13:50		14:29	
復路	菊陽町役場	→ 図書館 → ゆめタウン → 武蔵ヶ丘 →	向陽台	
	9:50		10:29	
	11:50		12:29	
	14:50		15:29	
			17:20	17:59

中央循環線 日・金 週6日運行



経路	起点	主な経由地	終点	
左回り	菊陽町役場	→ さんふれあ → ゆめタウン → 三里木 →	菊陽町役場	
			8:30	9:33
右回り	菊陽町役場	→ 三里木 → ゆめタウン → さんふれあ →	菊陽町役場	
			10:00	11:12
			13:40	15:38

南部線 月～金 (週5日運行) ※学休日運休

## 南部線の路線図

経路	起点	終点
往路	戸次上村	曲手
復路	曲手	戸次上村



バスの位置をリアルタイム表示！





# 乗合タクシー

問 総合政策課 Tel 232-2112



(申請はこちら)



乗合タクシーは、町にお住まいの人であれば、どなたでも利用でき、他の人と乗り合う公共交通機関です。一般のタクシーとは異なります。なお、利用するためには事前登録が必要です。

**運行日** 日～金(週6日)運行

**運賃** 中学生以上：**300円** 小学生：**150円** 未就学児：**無料**

## 時刻表

お住まいのエリア	乗車場所	出発時間				
まち中エリア	指定乗降場所	9:00 ～9:15	11:00 ～11:15	13:00 ～13:15	15:00 ～15:15	17:00 ～17:15
郊外エリア	ご自宅又は指定乗降場所	9:00 ～9:15	11:00 ～11:15	13:00 ～13:15	15:00 ～15:15	17:00 ～17:15

### 指定乗降場所

#### まち中エリア

記号	乗降場所名	記号	乗降場所名
M1	キャロピア	M12	カーリーノ菊陽
M2	光の森産交	M13	三里木駅
M3	菊陽病院	M14	菊陽ポウル
M4	さんふれあ前	M15	光の森駅
M5	菊陽町図書館	M16	自動車学校阿蘇製菓前
M9	菊陽町役場		
M10	アヴァンモール菊陽		
M11	菊陽メガモール北		

#### 郊外エリア

記号	乗降場所名	記号	乗降場所名
K1	ふれあいの森研修センター	K9	宮の下
K2	古閑原入口	K10	東熊本第二病院前
K3	熊本セントラル病院	K11	新山西
K4	東部町民センター	K12	アンビー熊本
K5	馬場楠	K13	新町中央
K6	熊本リハビリテーション前	K14	原水駅
K7	きくちのまんま	K15	菊陽台病院
K8	南部町民センター	K16	農協中央支所



## 注意事項

- まち中エリア内は移動できません。
- まち中エリアにお住まいの方は、指定乗降場所から郊外エリアまで利用できます。

## 運行区域図



# 証明書のコンビニ交付サービス

問 町民課 Tel. 232-4914

窓口よりお得!

早朝から夜まで!

待ち時間なし!



マイナンバーカード見本

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード(写真・電子証明書付)を利用して、コンビニエンスストアなどにある多機能端末機(マルチコピー機)で各種証明書を取得できるサービスです。

利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカードに登録している数字4桁の暗証番号が必要です。マイナンバー通知カード(紙製:緑色)では利用できません。

コンビニ交付の手数料は、窓口で取得するより100円お得です。

コンビニ交付サービスをぜひご利用ください。

## ■コンビニ交付手数料一覧

証明書の種類	手数料(1通)	取得可能な人	提供時間
住民票の写し(世帯全部・一部)	200円	本人・世帯員(菊陽町に住民登録がある人)	6:30 ~ 23:00 ※12月29日~1月3日 及び保守点検日を除く
印鑑登録証明書		本人のみ(菊陽町に住民登録があり、印鑑登録をしている人)	
課税証明書(最新現年度分・本人のみ)		本人のみ 現年度菊陽町に課税データがある人(菊陽町に住民登録がある人に限る) ※毎年6月に証明書の年度の更新があります。	
所得証明書(最新現年度分・本人のみ)			
所得課税証明書(最新現年度分・本人のみ)			
戸籍全部(個人)事項証明書	350円	本人・同じ戸籍の人(菊陽町に本籍がある人) ※菊陽町に住民登録がない人は、事前に利用登録申請が必要	平日 8:30 ~ 17:15 ※土・日曜日、祝日、 12月29日~1月3日 および保守点検日を除く
戸籍の附票	200円		

## ★コンビニ交付の注意事項

マイナンバーカードを持っていても電子証明書の期限が切れている場合があります。その場合は、役場窓口で電子証明書の再発行が必要です。

# コンビニ・スマホで町税や料金の支払いができます

金融機関・役場に加えて、全国のコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで町税などをお支払いできます。

## ■コンビニで納付できる税金や各種料金とお問い合わせ先

町県民税(普通徴収) ※特別徴収分は除く	税務課 ☎ (232) 4911
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税	子育て支援課 ☎ (232) 2202
利用者負担額(保育料) 公立保育所利用者副食費	
後期高齢者医療保険料	健康・保険課 ☎ (232) 4912
介護保険料	介護保険課 ☎ (232) 2508
町営住宅使用料	建設課 ☎ (232) 2115
下水道使用料(公共下水道)	下水道課 ☎ (232) 2164
下水道使用料(農業集落排水)	

## ■お支払いできるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ポプラ、ミニストップ ほか11店

## ■対応スマートフォン決済アプリ

d払い請求書払い・PayPay請求書払い・PayB ほか

※スマートフォン決済アプリの使用方法は、各事業者のサイトなどでご確認ください。

## ■ご利用にあたっての注意事項

※1枚の納付書で金額が30万円を超える場合など、コンビニ・スマートフォン決済アプリでお支払いできない場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



# 町の情報の受け取りはこちらから

## 町政全般のお知らせ

問 総合政策課 TEL 232-2111

### 町公式 ホームページ

#### ■ 特設ページやごみの分け方検索機能も

皆さんの目につきやすいよう、旬の話題をトップページにスライドで掲載し、視覚障がいのある人にも使いやすいようにアクセシビリティに配慮しています。このほか、ごみの分け方検索など生活に便利な機能も。大きな災害など緊急時に専用画面に切り替え、必要な情報を確実に伝える機能も備えています。町の最新の情報を皆さんに発信していきます。



### 菊陽町公式 LINE

健康づくりや子育て、防災などに関する町のさまざまな最新情報を、お手持ちのスマートフォンなどにLINEで配信します。友だち登録をお願いします。

#### 友だち登録の方法

- ① URL から追加する  
<http://lin.ee/9eeGghm>
- ② QR コードから追加する  
右記のQRコードを読み込み、「追加ボタン」を押して登録



#### 【重要】LINEの受信設定 (はじめに設定してください)

LINEメニュー画面の「受信設定」ボタンより、受信したい項目を設定します。

町ホームページから配信されるすべての情報が欲しい場合は全ての項目にチェックを入れてください。

設定後、ホームページの情報がLINEで皆様に届きます。

### 菊陽町公式 アプリ

町ホームページの情報をスマートフォンなどで簡単に閲覧できます。また、プッシュ通知の機能により、関心がある分野に新着記事が登録されると自動でお知らせします。

#### 分類選択について

メニューの「分類選択」より、興味のある分野を選択する事で、選択した分類のタブ表示・プッシュ通知を受け取れるようになります。自分の好みに合わせて閲覧する情報をカスタマイズできます。



#### 緊急情報の自動配信

防災情報などの緊急情報が町から発信された場合、即時に通知されます。

インストールはこちら



iOS (iPhone) 用



Android 用

## 安全・安心に関するお知らせ

問 危機管理防災課 TEL 232-2110

### きくよう 安心メール

「きくよう安心メール」は、町民の皆様様の携帯電話やパソコンのメール機能などを活用し、防災・防犯情報などを中心にお知らせするシステムです。その他イベント情報なども発信します。この機会にぜひ、ご登録ください。

#### 防災・防犯情報

防災行政無線の放送内容や警察からのお知らせなど

#### イベント情報

#### 町からのお知らせ

#### 「あんしんメール」 アプリでの登録方法

「あんしんメール」アプリ(無料)をインストール

スマートフォン  
利用者のみ対象

インストールはこちら



iOS (iPhone) 用



Android 用

#### メールアドレスでの登録方法

携帯、パソコンから  
[kikuyo@gw.ansin-anzen.jp](mailto:kikuyo@gw.ansin-anzen.jp) に  
空メールを送信



### Yahoo! JAPAN 防災速報

あらゆる災害情報をいち早くお知らせします。

災害が起こる前に、地震・豪雨・津波などの情報を適知します。通知のオン・オフも設定可能です。

どこにいても安心です

自宅、実家、勤務先など国内最大3地点と、位置情報で把握した現在地へ通知するのでどこにいても安心です。

町からの緊急情報を受け取れます

余震や台風接近時の緊急情報、避難所の開設状況など町の発表する防災情報が直接届きます。

インストールはこちら





# いざというときに

問 危機管理防災課  
☎232-2110

## 警戒レベルと避難のタイミング

町から警戒レベル4 避難指示や警戒レベル3 高齢者等避難が発令された際には、危険な場所にいる人は速やかに避難行動をとってください。

また、避難指示などが発令されていなくても、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、気象情報や河川の水位情報などを用いて、自ら避難の判断をしてください。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める



くまもと防災ナビ



マイタイムラインは大雨や台風、地震などの自然災害から私たち自身を守るための防災行動計画です。  
あなたと家族の避難行動をあらかじめまとめておくことで、いざという時あわてずに避難できます。

### 熊本県のサイト「くまもとマイタイムライン」

(<https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp/timeline>)からも、手軽にタイムラインを作成することができます。

右のQRコードから、熊本県のサイト「くまもとマイタイムライン」を閲覧できます。



### 国土交通省のサイト「Webでマイ・タイムライン」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/mytimeline>)からも、手軽にタイムラインを作成することができます。

右のQRコードから、国土交通省のサイト「Webでマイ・タイムライン」を閲覧できます。



## もしもの時に備えて～ハザードマップを活用しよう～

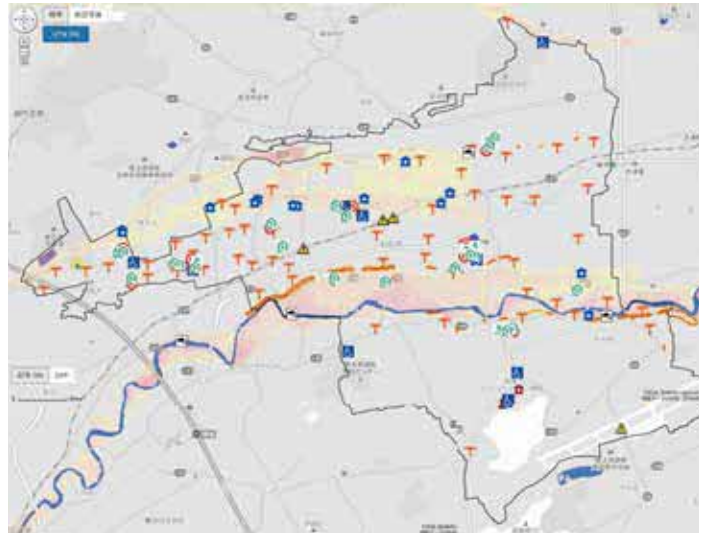
町では、「地震」「水害」「土砂災害」などの災害が発生した場合に、町内のどの地域でどのような被害が想定されるのかを確認できる「菊陽町WEB版ハザードマップ」を公開しています。事前にお住まいの地域の状況を確認し、災害への備えに役立てましょう。

### □ 確認できる内容

- 防災関係施設
- 揺れやすさ(活断層)
- 洪水による浸水想定
- 土砂災害警戒区域など

### 菊陽町WEB版ハザードマップ

詳しい内容は、  
右のQRコードよりご覧いただけます。



## デマ情報を拡散しない、惑わされない

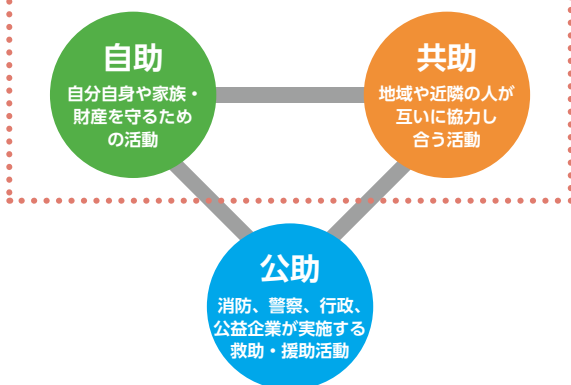
災害が起こると、SNSを中心に誤った情報(デマ)が流れることがあります。デマを拡散したり、デマに惑わされないように信頼できる発信元である町公式のお知らせを受け取れるようにしましょう。(関連18ページ)

## 自主防災組織

### 災害に強い地域をつくりませんか？

災害に強い地域づくりを目指して、災害時の被害を軽減するため、「自主防災組織」活動を通じて、共助の強化、地域の防災力の強化に向けて取り組みましょう。

#### 〈地域の防災力〉



### ▶ 1. 自主防災組織とは？

- ▶ 災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」と言います。
- ▶ 平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火や安否確認、救出救護に加え水、食料といった救援物資の配布などの活動を行います。

### ▶ 2. なぜ、自主防災組織が必要なの？

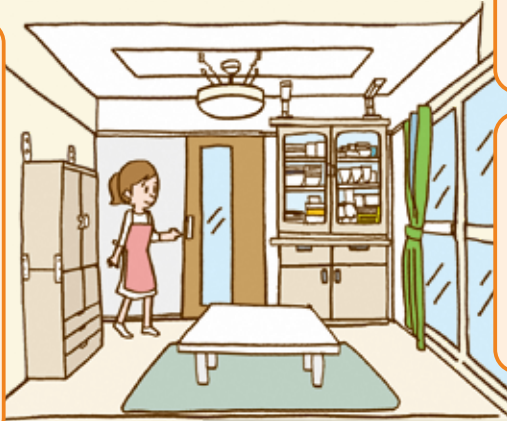
- ▶ 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができません。このような時、地域の皆さんと一緒に協力し、災害や避難に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで被害の軽減を図る事ができます。また、活動を迅速に進めるためには日常での「お互いに顔の見える関係」の中で、事前に地域内で役割分担を決めておくことが有効です。より効率よく、さまざまな活動をするためにも事前の準備(=体制づくり)が重要です。

事前に準備できているか、チェック☑しましょう。

家の中の事前の備え

家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる  
部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換えする。

家具の転倒を防ぐ  
家具と壁の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない  
玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。

寝室、子どもや高齢者のいる部屋には家具を置かない  
就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。



くまのりくまのり

家具の転倒、落下を防ぐポイント

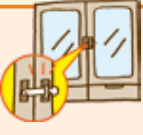
タンス・本棚  
L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



照明  
チェーンと金具を使って数力所止める。蛍光灯は蛍光管の両側を耐熱テープで止めておく。



食器棚  
L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



テレビや冷蔵庫、ピアノなど転倒の恐れのあるものは、市販のL型金具・固定ベルト、転倒防止マットなど組み合わせて壁側に固定して使しましょう。重い物を下に収納するのも効果的です。



ベルト式  
冷蔵庫は壁にベルトで固定する。

ストラップ式

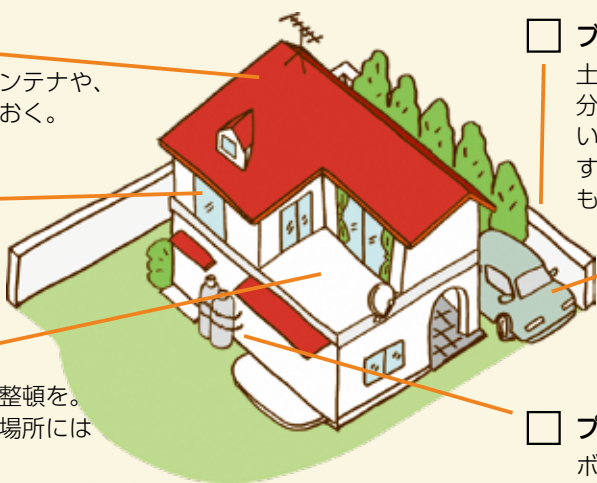
粘着マットやベルトなどで電子レンジを固定するとともに、台も壁に固定する。

家の周囲の事前の備え

屋根  
不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

窓ガラス  
飛散防止フィルムをはる。

ベランダ  
植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。



ブロック塀・門柱  
土中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

車・バイク  
燃料残量が半分を切ったら満タンにする。

プロパンガス  
ボンベを鎖で固定しておく。

在宅避難ができる人は備蓄品、自宅で避難ができない人は持ち出し品を、日頃から準備・点検しましょう。  
事前に準備ができているか、季節ごとなど定期的の中身を点検しましょう。

### 非常時持出品(例)

#### 情報端末

- ラジオ
- 電池 (多めに用意)
- スマートフォン



#### 救急医療品

- 常備薬
- 傷薬
- かぜ薬
- 鎮痛剤
- 胃腸薬
- 絆創膏
- マスク



#### 貴重品

- 現金
- 印鑑
- 健康保険証の情報が分かるもの
- 預金通帳
- 運転免許証
- 権利証書



#### 懐中電灯

- 懐中電灯 (できれば1人にひとつ)
- 電池 (多めに用意)



#### 非常食品など

火を通さなくて食べられるもの、食器など

- 非常用食品
- ミネラルウォーター



#### その他

- 衣類(下着・上着など)
- 生理用品
- 離乳食
- ウェットティッシュ
- ヘルメット
- ラップフィルム (止血や食器にかぶせて使う)
- 防災マップ
- ライター
- モバイルバッテリー
- 携帯トイレ
- タオル
- 粉ミルク
- 紙おむつ
- カップ



### 非常時用備蓄品(例)

災害復旧までの数日間(最低3日)を生活できるようにチェック☑しましょう。

#### 飲料水

- 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター (1人1日3リットルを目安に)
- 貯水した防災タンクなど



#### 非常食品

- お米(缶詰・レトルト・アルファ米も便利)
- 缶詰・レトルト食品
- 梅干し・調味料など
- ドライフーズ・チョコレート・アメ(菓子類など)



#### 燃料

- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料



#### その他

- 生活用水(風呂・洗濯機などに貯水)
- 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
- 調理器具(なべ・やかんなど)
- バケツ・各種アウトドア用品など
- 携帯トイレ(1人1日5個)



## 定期点検!

持出品や備蓄品は定期的に点検し、使用法を確認しましょう。

非常時持出品は、使用するときには支障のないように、定期的に点検しておきましょう。とくに食品や飲料水の賞味期限はこまめにチェックし、賞味期限がせまったものは使用し、新しいものに入れ替えましょう。

## 避難所等一覧

### ▶ 指定緊急避難場所兼指定避難所

※災害の種類により利用できる場所が変わります。町からのお知らせを確認するか、危機管理防災課(☎232-2110)に直接お問い合わせください。

施設名等	住所	洪水	がけくずれ など	地震
菊陽南小学校	曲手397番地	○	○	○
南部町民センター	曲手498番地3	○	○	○
菊陽中部小学校	津久礼411番地	○	○	○
町民体育館	久保田2598番地	○	○	○
菊陽中学校	久保田2563番地	○	○	○
東部町民センター	久保田1309番地2	○	○	○
上津久礼公民館	津久礼1157番地2	—	○	○
下津久礼公民館	津久礼1786番地2	—	—	○
菊陽北小学校	原水4652番地	—	○	○
ふれあいの森研修センター	原水4652番地24	—	○	○
菊陽西小学校	原水5666番地40	○	○	○
三里木町民センター	津久礼2962番地2	○	○	○
武蔵ヶ丘小学校	武蔵ヶ丘北1丁目2番1号	○	○	○
武蔵ヶ丘中学校	光の森1丁目3518番地	○	○	○
武蔵ヶ丘コミュニティセンター および武蔵ヶ丘中学校武道場	光の森1丁目3517番地3	○	○	○
光の森町民センター(体育館)	光の森2丁目1番地1	○	○	○
武蔵ヶ丘北小学校	武蔵ヶ丘北3丁目5番2号	○※1	○	○
西部町民センター	武蔵ヶ丘北3丁目5番1号	○	○	○
菊陽町総合体育館	原水5352番地3	○	○	○
菊陽杉並木公園管理センター 大規模災害時のみ開設(ペット同伴可)	原水5326番地	○	○	○

※1 浸水エリアのため体育館のみ該当

### ▶ 指定緊急避難場所

施設名等	住所	洪水	がけくずれ など	地震
町民グラウンド	久保田2786番地	○	○	○
菊陽杉並木公園	原水5326番地	○	○	○
光の森防災広場・多目的広場	光の森3丁目2番地2	○	○	○
ふれあいの森公園	原水4642番地16	○	○	○
鼻ぐり井手公園	曲手436番地1	○	○	○
菊陽町防災センター	久保田2800番地	○	○	○
くまモンアーバンスポーツパーク	原水5289番地1	—	○	○

### ▶ 指定福祉避難所

施設名	住所	電話番号
福祉センター	久保田2623番地	232-3593
ふれあい交流・福祉支援センター	武蔵ヶ丘北1丁目6番34号	337-6830
総合交流ターミナル さんふれあ	原水5359番地	232-8690
図書館ホール	原水1438番地1	232-0404
光の森町民センター(地域センター)	光の森2丁目1番地1	237-6555





# 問い合わせ先一覧



問い合わせ先一覧

菊陽町役場	
総務課(代表)	☎232-2111
危機管理防災課	☎232-2110
総合政策課	☎232-2112
財政課	☎232-2130
人権教育・啓発課	☎232-2113
町民課	☎232-4914
税務課	☎232-4911
環境生活課	☎232-2114
健康・保険課	☎232-4912
介護保険課	☎232-2508
地域包括支援センター	☎232-2366
福祉課	☎232-4913
こども家庭相談課	☎232-1117
子育て支援課	☎232-2202
農政課	☎232-4916
商工振興課	☎232-2165
建設課	☎232-2115
都市計画課	☎232-4927
下水道課	☎232-2164
施設整備課	☎232-6500
会計課	☎232-4915
教育委員会学務課	☎232-4918
教育委員会生涯学習課 (中央公民館内)	☎232-4917
教育委員会スポーツ振興課	☎288-7877
議会事務局	☎232-4919
農業委員会	☎232-4924
選挙管理委員会(総務課内)	☎232-2111

町の機関	
光の森町民センター(西部支所)	☎237-6555
光の森町民センター(施設予約)	☎237-6577
中央公民館	☎232-2116
武蔵ヶ丘コミュニティセンター	☎232-5697
三里木町民センター	☎232-5536
西部町民センター	☎338-3443
東部町民センター	☎232-3803

南部町民センター	☎292-3200
ふれあいの森研修センター	☎233-1080
福祉センター	☎232-3593 (社会福祉協議会)
ふれあい交流・福祉支援センター	☎337-6830
鼻ぐり井手公園交流センター	☎232-8644
菊陽杉並木公園管理センター	☎349-2533
くまモンアーバンスポーツパーク	☎283-2366
菊陽町総合体育館	☎288-7885
菊陽町民体育館	☎283-1666
菊陽町図書館	☎232-0404
光の森防災広場	☎232-2110 (危機管理防災課)

町関連の機関	
社会福祉協議会	☎232-3593
ホームヘルパーステーション	☎232-3594
ボランティアセンター	☎232-4824
シルバー人材センター	☎232-6276
総合交流ターミナル“さんふれあ”	☎232-8690
菊陽町体育協会	☎233-1520
NPO法人クラブきくよう	☎273-8488
NPO法人 子育てサポート学童クラブきくよう	☎237-6835

認可保育施設	
なかよし園	☎232-2762
みどり園	☎232-0452
光の森キャロット保育園	☎233-0098
こうのとりの保育園	☎285-4651
優貴保育園	☎232-8977
三里木保育園	☎285-1105
津久礼ヶ丘保育園	☎288-6591
げんき保育園	☎282-8460
もみじ園	☎232-2009
白菊保育園	☎232-2770
さくら園	☎232-2763
光の森武蔵ヶ丘保育園	☎337-4651
くるる保育園	☎243-2600

尚綱大学附属こども園	☎338-6771
認定こども園 美鈴幼稚園	☎338-6158
白鈴こども園	☎232-2764
元気の森ラビット保育園	☎288-5808
べる保育園	☎245-6549
こども園てんとうむし	☎232-0909
あゆむ保育園	☎233-0785
くまりはキッズガーデン	☎233-2720
菊陽ぽっぽ保育園	☎232-3297
家庭的保育室シェ・ヌヌ	☎237-7892
家庭的保育室あんよ保育室	☎080-2770-6964

学校	
菊陽中部小学校	☎232-2001
菊陽南小学校	☎232-2002
菊陽北小学校	☎232-0453
武蔵ヶ丘小学校	☎338-2132
菊陽西小学校	☎232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	☎338-2500
菊陽中学校	☎232-2004
武蔵ヶ丘中学校	☎232-4110
熊本県立技術短期大学校	☎232-9700
尚綱大学・尚綱大学短期大学部 武蔵ヶ丘キャンパス	☎338-8840

商工会	
菊陽町商工会	☎232-2757

菊池地域農業協同組合	
菊陽中央支所	☎232-2211

交通機関	
JR三里木駅	☎232-1665
JR光の森駅	☎215-2620

警察機関	
大津警察署	☎294-0110
光の森交番	☎232-8100
津久礼駐在所	☎232-2027
運転免許センター	☎233-0110
熊本北合志警察署	☎341-0110

消防署	
菊池南消防署	☎232-9331
桜消防署	☎248-4731

郵便局	
熊本北郵便局	☎233-5480
菊陽原水郵便局	☎232-2870
菊陽久保田郵便局	☎232-5801
三里木簡易郵便局	☎232-1945

町外の主な公共機関・その他	
大津菊陽水道企業団	☎293-7711
おおさく土地改良区	☎293-6851
環境美化センター	☎293-1222
菊池環境工場クリーンの森合志	☎248-0330
熊本県北広域本部菊池地域振興局	☎0968-25-4283
菊池税務署	☎0968-25-2121
熊本地方務局阿蘇大津支局	☎293-2272
熊本県農業共済組合菊池支所	☎0968-37-3000
熊本県畜産農業協同組合中央支所	☎0968-36-9811
大津火葬場	☎293-7730
菊池火葬場	☎0968-25-4382
熊本市斎場	☎380-3350
阿蘇くまもと空港	☎232-2311
菊池郡市医師会テレホンサービス	☎0968-25-3300
熊本県消費生活センター	☎383-0999
熊本県庁	☎383-1111
熊本市役所	☎328-2111
菊池市役所	☎0968-25-7111
合志市役所	☎248-1111
大津町役場	☎293-3111
益城町役場	☎286-3111
西原村役場	☎279-3111



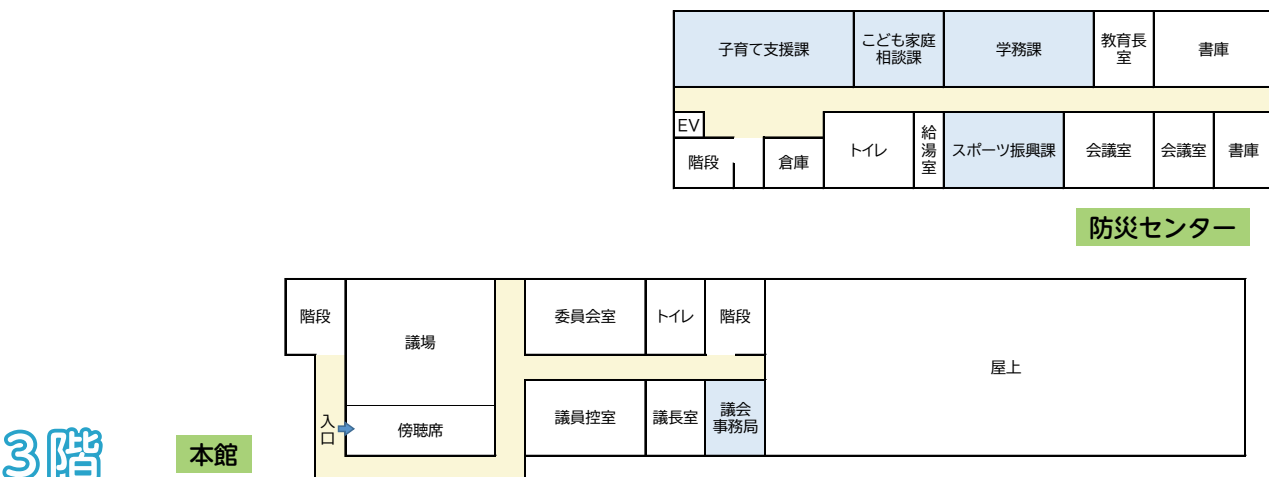
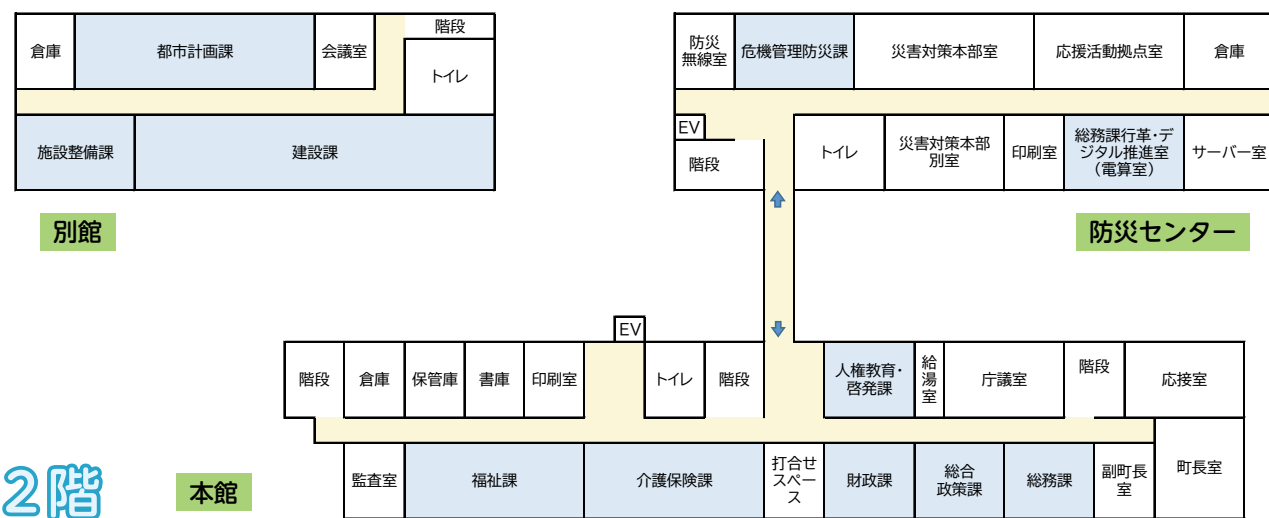
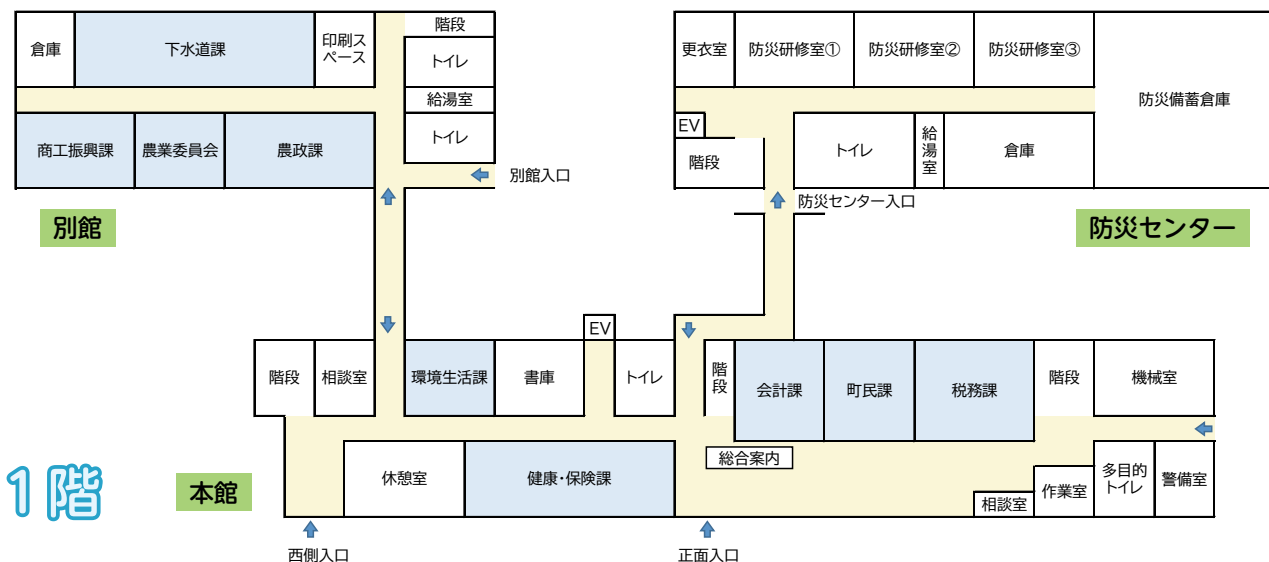


# 庁舎案内・施設案内

## 庁舎案内

令和8年3月1日現在

庁舎案内・施設案内



※生涯学習課は中央公民館内(久保田2598番地)にあります。

## 町施設案内

町の公共施設の予約状況をパソコンやスマートフォンから確認できます。町ホームページのトップ画面または次のURLからご利用ください。

●URL <http://yoyaku.town.kikuyo.lg.jp>

### ▶菊陽町役場

〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地  
☎232-2111(代表) FAX232-4923



#### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 土・日曜日、祝日、  
年未年始(12月29日～1月3日)  
日曜窓口開庁(年未年始を除く)第4日曜日  
※メンテナンスで変更になることがあります。  
町民課 午前9時～午後1時  
証明書発行業務(詳しくは担当課へ)  
マイナンバーカード交付業務(予約制)

### ▶光の森町民センター

〒869-1108 菊陽町光の森2丁目1番地1  
施設予約 ☎237-6577



### ▶西部支所

〒869-1108 菊陽町光の森2丁目1番地1  
(光の森町民センター内)  
☎237-6555 FAX233-5481



#### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 土・日曜日、祝日、  
年未年始(12月29日～1月3日)

#### 開館時間

〈地域センター〉

月～日曜日 午前8時30分～午後10時  
休館日 年未年始(12月29日～1月3日)

〈体育館〉

月～日曜日 午前8時30分～午後10時  
休館日 年未年始(12月29日～1月3日)

〈健康増進室〉

月～日曜日 午前9時～午後9時  
休館日 年未年始(12月29日～1月3日)

〈子育て支援センター〉

平日 午前9時～午後3時  
休館日 土・日曜日、祝日、  
年未年始(12月29日～1月3日)

#### 問い合わせ先

〈地域センター・体育館〉

☎237-6577 FAX233-5483

〈子育て支援センター〉

☎237-6575 FAX233-5482

## ▶中央公民館

〒869-1103 菊陽町大字久保田2598番地  
☎232-2116 FAX232-2156



### 開館時間

月～土曜日 午前8時30分～午後10時  
日曜日、祝日 午前8時30分～午後5時  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶三里木町民センター

〒869-1101 菊陽町大字津久礼2962番地2  
☎232-5536 FAX232-5595



### 開館時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)  
〈地域センター〉  
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶武蔵ヶ丘コミュニティセンター

〒869-1108 菊陽町光の森1丁目3517番地3  
☎232-5697 FAX232-5697



### 開館時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶西部町民センター

〒869-1112 菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目5番1号  
☎338-3443 FAX338-3072



### 開館時間

〈地域センター〉  
月～土曜日 午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)  
〈こども館〉  
午前9時～午後4時  
休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)  
☎227-7200

## ▶ 東部町民センター

〒869-1103 菊陽町大字久保田1309番地2  
☎232-3803 FAX232-4458



### 開館時間

午前8時30分～午後10時

休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶ 南部町民センター

〒869-1106 菊陽町大字曲手498番地3  
☎292-3200 FAX292-3250



### 開館時間

午前8時30分～午後10時

休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶ ふれあいの森研修センター

〒869-1102 菊陽町大字原水4652番地24  
☎233-1080 FAX233-1090



### 開館時間

午前8時30分～午後10時

休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶ 福祉センター

〒869-1103 菊陽町大字久保田2623番地



【本館】高齢者の生きがいがづくりのための趣味、レクリエーションなどに利用する施設です。

〈1階〉交流室、会議室、栄養指導室、多目的室

〈2階〉シルバー人材センター

【別館】在宅福祉サービスやボランティア活動の拠点施設です。

〈1階〉ボランティアセンター、給食センター、  
障害者相談センター

〈2階〉ホームヘルプステーション、団体事務室、  
会議室、学童クラブきくよう事務局

### 開館時間

平日 午前9時～午後5時

休館日 土・日曜日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

菊陽町社会福祉協議会(福祉センター内)

☎232-3593(代表) FAX232-7385

## ▶ふれあい交流・福祉支援センター

〒869-1112 菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目6番34号  
☎337-6830 FAX337-6831



西部の地区の福祉拠点です。  
病児・病後児保育室「こあら」があります。

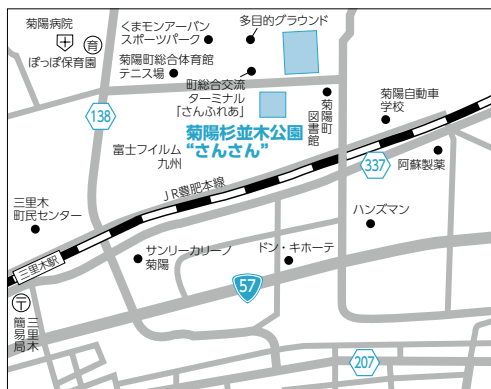
### 開館時間

午前9時～午後10時(ただし、使用の申し込みがなかった場合は、午後5時まで)

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶菊陽杉並木公園 “さんさん”

〒869-1102 菊陽町大字原水5326番地



### 開園時間

〈ふれあい広場・スポーツ広場〉

(4～8月)午前9時～午後7時

(9～10月、2～3月)午前9時～午後6時

(11～1月)午前9時～午後5時

### 開館時間

〈管理センター〉

(窓口)午前9時～午後5時

休園日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

菊陽杉並木公園管理センター(菊陽杉並木公園内)  
☎349-2533 FAX349-2534

## ▶鼻ぐり井手公園交流センター

〒869-1106 菊陽町大字曲手436番地1  
☎232-8644 FAX232-8688



### 開園時間

午前8時30分～午後5時

休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶ふれあいの森公園

〒869-1102 菊陽町大字原水4642番地16



### 開園時間

午前8時30分～午後9時

休園日 なし

## ▶鼻ぐり井手公園

〒869-1106 菊陽町大字曲手436番地1



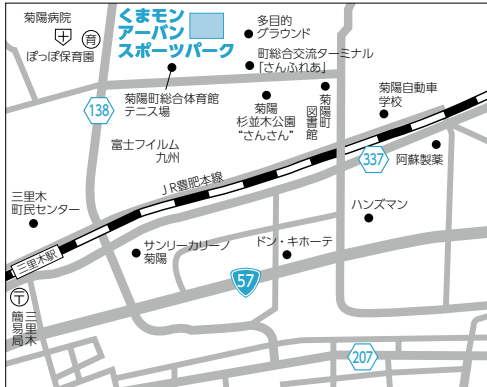
### 開園時間

午前8時30分～午後9時

休園日 なし

## ▶くまモンアーバンスポーツパーク

〒869-1102 菊陽町大字原水5289番地1  
☎283-2366



### 開館時間

午前9時～午後10時

休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶菊陽町総合体育館

〒869-1102 菊陽町大字原水5352番地3  
☎288-7885 FAX288-7879



### 開館時間

総合体育館・トレーニング室・テニス場

午前9時～午後10時

※総合体育館窓口は午前9時～午後5時

休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶菊陽町民体育館

〒869-1103 菊陽町大字久保田2598番地



### 利用時間

午前8時30分～午後10時

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

町民体育館(予約・確認)

☎283-1666

## ▶小中学校体育施設



### 利用時間

午前8時30分～午後10時

下記時間帯以外での利用の場合は、学校長の許可が必要です  
ので各学校へお問い合わせください。

小学校：午後6時～10時(平日・休日共通)

中学校：午後7時30分～10時

(平日・休日共通)

休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

菊陽町総合体育館(予約・確認)

☎288-7885 FAX288-7879

(月・水・木・金・土曜日 午前9時～午後5時)

※祝日を除く



庁舎案内・施設案内

## ▶ 菊陽町民総合運動場(町民グラウンド)

〒869-1103 菊陽町大字久保田2786番地



### 利用時間

午前6時～午後10時  
年末年始(12月29日～1月3日)夜間使用不可

### 問い合わせ先

町民体育館(予約・確認)  
☎283-1666

## ▶ 菊陽町図書館

〒869-1102 菊陽町大字原水1438番地1  
☎232-0404 ☎232-7756(図書館ホール)  
FAX232-7761



### 開館時間

月・水・金・土・日曜日 午前10時～午後6時  
木曜日 午前10時～午後8時  
休館日 毎週火曜日、毎月3水曜日(館内整理日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理  
期間(その都度お知らせします)  
※詳しくは、75ページをご覧ください。

## ▶ 多目的グラウンド

〒869-1102 菊陽町大字原水5350番地  
☎283-2366



### 開館時間

午前9時～午後10時  
休場日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶ 光の森防災広場

〒869-1108 菊陽町光の森3丁目2番地2  
☎232-2110(危機管理防災課)



災害発生直後に身の安全を守ることを目的とした指定緊急避難場所です。平常時には公園と同じように利用できますが、マナーを守りましょう。



# 暮らしの窓口

## 戸籍の届出

問 町民課 ☎232-4914

このようなとき	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき (出生届)	生まれた日から14日 以内(当日も含みます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届書(医師などの証明した出生証明書が添付されたもの) ※届出人欄の署名は、必ず父または母が記入してください</li> <li>母子健康手帳</li> </ul>
死亡したとき (死亡届)	死亡の事実を知った日 から7日以内(当日も 含みます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届書(医師の証明した死亡診断書または死体検案書が添付されたもの)</li> </ul>
結婚するとき (婚姻届)	期間の定めはなく、届 出日が婚姻日になりま す(ただし、外国の方 式を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻届書(届書中の証人欄に成年者2人の記入が必要)</li> <li>届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>住所変更する場合は、住民異動届が必要です</li> </ul>
離婚するとき (離婚届)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議離婚の場合、期 間の定めはなく、届 出日が離婚日になり ます</li> <li>裁判離婚の場合、調 停成立・審判確定・ 和解成立・認諾・判 決確定の日から10 日以内(当日も含み ます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届書(協議離婚の場合、届書中の証人欄に成年者2人の記入が必要)</li> <li>届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>住所変更する場合は、住民異動届が必要です</li> </ul>
本籍を移すとき (転籍届)	期間の定めはなく、届 出日が転籍日になりま す	<ul style="list-style-type: none"> <li>転籍届書</li> </ul>

※各種届出・証明書発行にかかる本人確認書類については、運転免許証やマイナンバーカードなどお持ちでない場合は、資格確認書、介護保険証、年金証書など2点必要です。

※戸籍届出時に戸籍謄本は不要です。



暮らしの窓口

## おくやみ手続きナビ



二次元コードを  
スマホで読み取り  
または  
WEBで検索

おくやみ手続きナビ

\*身近な方が亡くなった時に、  
自治体で行う死亡関連手続きをまとめて抽出できます。  
\*該当手続きの把握や持ち物準備に便利に活用頂けます。  
\*相続の進め方や、手続きを進めるうえで  
役立つポイントも確認頂けます。



## ■ 転出届はオンラインで！

マイナンバーカード(署名用電子証明書付き)をお持ちの人は、マイナポータルから24時間いつでもオンライン申請ができます。

スマートフォンやパソコンから申請でき、転出届のための来庁が不要になり大変便利です。

詳しくはデジタル庁のHPをご確認ください。 [https://myna.go.jp/html/moving\\_oss.html](https://myna.go.jp/html/moving_oss.html)



このようなとき	届出期間	必要なもの
町外から引っ越してきたとき (転入届)	町内に転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● 転出証明書(前住所地の市区町村で転出手続き後発行されます)</li> <li>● 外国籍の人は在留カードが必要です</li> <li>● マイナンバーカード</li> <li>● 代理人が届け出をするときは、委任状が必要です</li> <li>● すでに居住者がいるところに住むときは、同居承認届が必要です</li> </ul>
町外に引っ越すとき (転出届)	町外に転出することが決まってから14日前から14日後まで(当日も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● 印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>● 外国籍の人は在留カードが必要です</li> <li>● 代理人が届け出をするときは委任状が必要です</li> </ul>
町内間で引っ越すとき (転居届)	町内で転居した日から14日以内(当日も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● マイナンバーカード</li> <li>● 外国籍の人は在留カードが必要です</li> <li>● 代理人が届け出をするときは、委任状が必要です</li> <li>● すでに居住者がいるところに住むときは、同居承認届が必要です</li> </ul>
世帯主を変更するとき (世帯主変更届)	届け出をされた日から変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● 代理人が届け出をするときは、委任状が必要です</li> <li>● 新世帯主と旧世帯主の署名のある同意書が必要です</li> </ul>

※転居や転入をする場合、新しい居住地に住民票の登録をしている人がいるときは、新しい居住地の世帯主が記入した同居承認届が必要です。

※国外から転入する場合は、日本国籍を持つ人はパスポート、戸籍謄本、戸籍の附票が必要です(本籍地が菊陽町の場合は戸籍謄本、戸籍の附票の提出は不要です)。外国籍の人は空港などで発行された在留カード、パスポートが必要です。パスポートに入国のスタンプがない場合は、入国した際の搭乗券などが必要です。

## 各種証明 (コンビニ交付は17ページをご確認ください)

種類	必要なもの	手数料(窓口)	その他
戸籍謄本 (戸籍全部事項) 戸籍抄本 (戸籍個人事項)	● 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	戸籍謄(抄)本 1通 450円 除籍謄(抄)本 1通 750円	▶ 本人および配偶者、直系尊属・卑属以外の人からの申請のときは、委任状が必要です ▶ 郵送での取り寄せもできます
戸籍附票 (全部・一部)	● 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶ 町内に本籍がある人(あった人)のみです ▶ 郵送での取り寄せもできます
身分証明書	● 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶ 町内に本籍がある人のみです ▶ 本人以外の申請のときは、委任状が必要です ▶ 郵送での取り寄せもできます
受理証明書	● 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 350円 (上質紙1,400円)	▶ 本町に戸籍届を提出された人 ▶ 届出人以外の申請は認められません
住民票の写し (世帯全員・一部) 住民票記載事項証明書 (世帯全員・一部)	● 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶ 本人および同一世帯の人以外からの申請のときは委任状が必要です ▶ 郵送での取り寄せもできます
印鑑登録証明書	● 印鑑登録証	1通 300円	▶ 印鑑登録証を持参していないときは、交付できません

※本人および配偶者、直系尊属・卑属に関する戸籍は、本籍地が菊陽町でなくても取得できます(ただし委任状での請求は受け付けできません)。

社会保障・税・災害対策の分野で利用され、国民の利用性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を目的として12桁のマイナンバーが一人ひとりに付番されました。

12桁の番号は漏えいの恐れがある場合を除き、生涯利用する番号です。

## ▶マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードとは、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真やICチップが付いたカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-TAXなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスを利用できます。また、初回の発行手数料は無料です。

### マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請方法は以下の通りです。なお、申請してからマイナンバーカードの受け取りまで、約1カ月程度かかります。詳しくはお問い合わせください。

#### 郵送による申請

申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて下記送付先へ郵送。

〈送付先〉

〒219-8732 日本郵便株式会社 川崎東郵便局  
郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構  
個人番号カード交付申請書受付センター宛

#### 町民課窓口での申請

申請書と顔写真(縦4.5cm、横3.5cm)、通知カード、本人確認ができる書類を持参して申請。写真がない場合は町民課で撮影することもできます。

#### パソコンによる申請

- ①デジタルカメラなどで顔写真を撮影して申請するパソコンに保存
- ②申請用WEBサイト(<https://net.kojinbango-card.go.jp>)にアクセスし、メールアドレスなどを登録
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

#### スマートフォンによる申請

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影して保存
- ②交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

#### 必要書類

- 申請書(窓口で発行できます)
- 通知カードまたは更新前のマイナンバーカード
- 顔写真(町民課にて撮影可)
- 本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)



ICチップにはインターネットでログインする時や、データなどを送信する時に、あなたであることを証明する電子証明書が入っています！

券面に記載されるのは、表面には氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真。裏面は、マイナンバーのほか、氏名、生年月日も載っています。



マイナンバーカード1枚でマイナンバーの確認と身元確認が同時にできます！



# マイナンバーカード電子証明書

インターネットを通じて行政などの申請、届け出を行うことができるサービスです。

電子証明書の有効期限は、5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期限のうちの短い方です。

用途に応じて2つの電子証明書を利用することができます。ただし、交付を受けてから5回目の誕生日までに更新手続きが必要です。

## ▶署名用電子証明書

インターネットなどを利用して国の機関や地方公共団体などへオンライン手続きをするときに、文書が改ざんされていないことの確認および本人確認に使う電子証明書です。(15歳未満、成年被後見人は発行不可)

## ▶利用者証明用電子証明書

コンビニ交付やマイナポータルなどへログインするときの本人確認に使う電子証明書です。

マイナンバーカードの交付申請時に希望により電子証明書を搭載することができます。後日、電子証明書の搭載を行う場合は、本人がマイナンバーカードを持参の上、町民課で申請してください。

### 電子証明書を発行するには

#### 必要なもの

- マイナンバーカード
- 手数料 初回のみ無料(2025年12月現在) 200円(マイナンバーカードの再発行時に搭載する場合)

日本国籍を有し、町内に住民登録している人は、町民課の窓口で旅券(パスポート)の申請や受け取りをすることができます。

**申請時間** 平日(開庁日)午前9時～午後4時30分

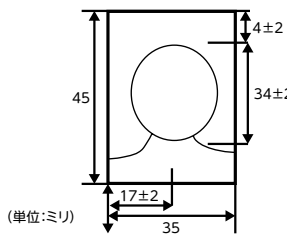
**交付時間** 平日(開庁日)午前9時～午後5時

**申請できる人**

- 町に住民登録している人
- 学生や単身赴任など、県外に住民登録していて一時的に町にお住まいの人  
(居所申請ですので、事前にご相談ください。)

**交付予定日** 役場閉庁日を除いて申請の日から12日目以降  
※旅券(パスポート)は本人でなければ受け取ることができません。

**申請に必要な書類**

種類	備考
①一般旅券発給申請書	● 10年用もしくは5年用 ※18歳未満の人は、5年用のみ
②戸籍謄本1通 (発行日から6カ月以内のもの)	● 有効な旅券をお持ちの人で、氏名、本籍の都道府県に変更がない場合は、省略できます。 ● 同一戸籍内の人が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
③写真1枚 (6カ月以内に撮影されたもの)	 <p>(単位:ミリ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 左の寸法を満たしており、ふちなし、正面向き、無帽、無表情、無背景で目と輪かきが鮮明なもの。白黒可。</li> <li>※規格に合わないもの、ふさわしくないものは、撮りなおしをお願いすることもあります。</li> <li>※できるだけ専門の写真店で、パスポート用と指定して撮影してください。</li> </ul>
④申請者本人を確認できる書類 (有効な原本を提示してください) ※コピー不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1点で本人確認できるもの 有効な日本国旅券(失効後6カ月以内のものも含む)、運転免許証、マイナンバーカードなど</li> <li>● 2点必要なもの 資格確認書、子ども医療費受給者証、介護保険証、年金証書、年金手帳(基礎年金番号通知書)など</li> </ul>
⑤前回発行の旅券	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効な旅券をお持ちの人は、有効旅券を提出しないと申請できません。</li> <li>● 期限切れでもお持ちください。</li> </ul>

**代理申請について**

申請は代理ですることができます。

①申請書へは本人による署名、委任申出書の記入が必要です。あらかじめ、申請用紙を受け取りにお越しく下さい。  
※申請用紙は町民課においてあります。

②申請時には、申請者と代理人それぞれの本人確認の書類が必要です(有効な原本で、コピー不可)。

**旅券の受領と手数料**

年齢に関係なく、必ず本人がお越しく下さい(代理による受領はできません)。

受領の際には、収入印紙と熊本県収入証紙を購入していただきます(熊本県収入証紙は役場で販売してます)。

申請した旅券は、交付予定日以降できるだけ早く受け取りにお越しく下さい。6カ月以内に受領がなかった旅券は失効します(次回の再作成時には通常の手数料に6千円追加納付が必要です)。

申請の種類	収入印紙	熊本県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,300円	16,300円
5年旅券	9,000円	2,300円	11,300円
12歳未満(5年)	4,000円	2,300円	6,300円

申請に係る注意事項は、お問い合わせください。

マイナンバーカードをお持ちの人は、「マイナポータル」を利用して旅券(パスポート)の申請が可能です。

自宅で写真撮影から申請まで完了し、平日に窓口へ行く必要がありません。窓口に行くのは受取時のみの1回で済むため便利です。

区分	必要なもの	手数料
本人が申請する場合	<p>(1)顔写真入りの身分証明書を持っている人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・顔写真入りの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)</li> </ul> <p>(2)顔写真入りの身分証明書を持っていない人 保証人の有無により手続方法が変わります。詳しくは町民課へお尋ねください。 ※保証人…菊陽町で印鑑登録をしている人が、顔写真入りの身分証明書がない人の身分保障をしてくれる人。</p> <p>①保証人がいる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・本人確認書類2点(健康保険資格確認書、預金通帳など)</li> </ul> </li> <li>●保証人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証(カードまたはえんじ色の手帳)</li> <li>・登録印(実印)</li> </ul> </li> </ul> <p>※申請者が本人であることを、保証人が保証書に署名、捺印(登録印)することで本人確認とし、印鑑登録証(カード)を交付します。</p> <p>②保証人がいない人※即日交付はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1回目来庁時                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録する印鑑</li> <li>・本人確認書類2点(健康保険資格確認書、預金通帳など)</li> </ul>                     ※申請により、郵便で照会書兼回答書を本人宛に送付します。                 </li> <li>●2回目来庁時                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会書兼回答書</li> <li>・登録する印鑑</li> <li>・本人確認書類2点(1回目来庁時と同じもの)</li> </ul> </li> </ul>	登録手数料 (再登録含む) 300円
代理人が申請する場合 ※即日交付はできません。 ※日曜開庁では受付できません。	代理人申請は、病気療養中などやむを得ない理由と認められた場合のみの受付となります。詳しくは町民課へお尋ねください。	

※次のような人は登録できません	※次のような印鑑は登録できません
<ul style="list-style-type: none"> <li>●15歳未満の人</li> <li>●意思疎通ができない人</li> <li>●本町以外に住民登録をしている人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名以外をあらわしているもの</li> <li>●ゴム印など変形しやすいもの</li> <li>●印影が不鮮明なもの、文字の判読ができないもの</li> <li>●印鑑が欠けているものや外枠がないなど、登録する印鑑として適当でないもの</li> <li>●同一世帯の人がすでに登録している印鑑または同じ印影のもの</li> </ul>

開庁日に来庁できない方へ

毎月第4日曜日の午前9時～午後1時、窓口業務の日曜開庁を行っています。(年末年始を除く)  
 ※メンテナンスの関係で日曜開庁日が変更になる場合があります。



▶開庁日・時間

第4日曜日(年末年始の12月29日～1月3日を除く)  
午前9時～午後1時  
※メンテナンスの関係で変更になる場合があります。  
※変更される場合は、広報・町ホームページでお知らせ  
します。

▶開庁場所

役場本庁舎1階町民課窓口

▶利用できるサービス一覧

担当課	取り扱う事務の内容
町民課	●住民票の写しの交付 (広域交付住民票を除く)
	●住民票記載事項証明の交付
	●印鑑登録 ※注
	●印鑑登録廃止
	●印鑑登録証明書の交付
	●住民票コード証明の交付
	●住居表示変更証明の交付
	●本籍地表示変更証明の交付
	●現在の戸籍謄本・抄本証明の交付 (除籍を除く、本籍地が菊陽町であるもの に限る)
	●戸籍附票の写しの交付
	●マイナンバーカードの交付 ※予約制(2日前まで)
	●所得証明書の交付
	●課税証明書の交付
	●所得・課税証明書の交付
	●資産証明書の交付
	●評価証明書の交付
	●公課証明書の交付
	●無資産証明書の交付
	●名寄帳の写しの交付
	●納税証明書の交付
●軽自動車税納税証明書の交付	

担当課	取り扱う事務の内容
町民課 預かり のみ	●児童手当現況届
	●ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書
	●重度心身障害者医療費助成申請書
	●子ども医療費一部負担金請求書
	●人間ドック健診申込兼補助金交付申請書
	●後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書
	●後期高齢者医療高額療養費支給申請書
	●後期高齢者医療療養費支給申請書
	●後期高齢者医療特定疾病認定申請書
	●後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給 申請書
	●後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種 申請書
	●後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助 金交付申請書
	●後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書
	●総合検診・がん複合健診申込書
	●高額介護(予防)サービス費給付申請書
	●家庭介護用品購入費助成金申請書
	●要介護認定申請書(更新のみ)

※注 次の場合は日曜の印鑑登録はできません。  
1 代理人が申請する場合  
2 本人確認書類を持参していない人  
3 認知症または心神耗弱などで意思確認が困難  
な人  
4 身体障がい者などで町民課のカウンターまで  
来所することができない人



項目		内容
戸籍の届出		●出生届 ●婚姻届 ●離婚届 ●死亡届 →詳しくは、33ページをご覧ください。
住所の届出		●転入 ●転出 ●転居 ●世帯変更 →詳しくは、34ページをご覧ください。
各種証明	住民票・戸籍関係証明	●全部事項証明(戸籍謄本) ●個人事項証明(戸籍抄本) ●除籍謄本・抄本 ●住民票の写し →詳しくは、34ページをご覧ください。
各種証明	印鑑登録	●印鑑登録証・印鑑登録証明書の交付 →詳しくは、34ページをご覧ください。
マイナンバーカード		●マイナンバーカードの交付(予約制)・電子証明書の更新など →詳しくは35ページをご覧ください。
税関係		●町税に関する証明書の交付 ●原動機付自転車(125cc以下のもの)・小型特殊自動車の登録・廃車 →詳しくは、40～41ページをご覧ください。
国民健康保険		●資格取得・喪失届の受付 ●資格確認書等の交付 ●療養費、高額療養費支給申請の受付 ●出産育児一時金申請の受付 →詳しくは、42～43ページをご覧ください。
後期高齢者医療		●高額医療費支給申請書の受付 →詳しくは、60ページをご覧ください。
国民年金		●資格取得・喪失届 ●保険料猶予・免除申請の受付(一般、学生) →詳しくは、44ページをご覧ください。
子育て・教育		●子ども医療費資格取得・異動届の受付 ●子ども医療費助成申請の受付 ●児童手当に関する受付 →詳しくは、47ページをご覧ください。 ●ひとり親家庭等医療費助成申請の受付 →詳しくは、48ページをご覧ください。 ●転入、転出、転居に伴う小中学校転校の手続き →詳しくは、54ページをご覧ください。
福祉関係		●重度心身障害者医療費助成申請の受付 →詳しくは、55ページをご覧ください。 ●日常生活用具給付事業申請の受付 →詳しくは、56ページをご覧ください。





# 税金

## 町税

問 税務課 ☎232-4911

### ▶各種町税に関すること

町税の種類	課税対象者	町税の納付について
町県民税	1月1日に町に居住している人。 年の途中で転入した人は、その年の1月1日に居住していた市町村で課税されます(所得証明書などについても同様です)。	納付書払いまたは口座振替払いの人は、毎年6月、8月、10月、12月の4期で納付してください。 特別徴収の人は、給与もしくは年金の支払い時に特別徴収者(給与支払者、年金支払者)が徴収し納入します。
固定資産税	1月1日に町内に固定資産(土地、家屋および償却資産)を所有している人。 年の途中で固定資産を取得した場合は、翌年度からの課税になります。	毎年5月、7月、9月、11月の4期で納付してください。
軽自動車税	4月1日に軽自動車(原付、軽四輪など)を所有している人。 4月2日以降に軽自動車を取得した場合は、翌年度からの課税になります。	毎年5月(全期)に納付してください。
国民健康保険税	町の国民健康保険に加入している世帯の世帯主。 年度途中で、国民健康保険に加入または脱退された場合は月割で課税されます。	納付書払いまたは口座振替払いの人は、毎年6月から翌年2月までの9期で納付してください。 特別徴収の人は、年金支払い時に年金支払者が徴収し納入します。

### ▶納付について

納税通知書(納付書)は、税目別にそれぞれ第1期の納付月に全納期分を郵送しますので、期別や納期限を確認のうえ、納付してください。

町税などの納付には、安心で便利な「口座振替」をご利用ください。口座振替の手続きは、スマートフォンやパソコン、タブレット端末などからインターネットを利用して、町税などの口座振替の手続きが行える「Web口座振替受付サービス」をご利用ください。

※コンビニ・スマホで納付する場合は、17ページをご覧ください。

## 税証明

**必要なもの** 窓口で申請する人の本人確認ができるもの(運転免許証など)と手数料。

同一世帯以外の代理人が申請する場合、委任状の提出が必要です。

(軽自動車税納税証明書の場合は、委任状は不要です。)

※法人の証明申請は、法人代表者印(登録された実印)が必要です。

証明書の種類	主な証明事項	手数料	申請窓口
所得証明書	所得金額の証明	300円	町民課 ☎232-4914 西部支所 ☎237-6555
課税証明書	税額の証明		
所得・課税証明書	所得金額、所得控除および税額の証明		
納税証明書	納められた税額の証明		
滞納がない証明	滞納がない証明		
評価証明書	物件ごとの評価額の証明		
公課証明書	物件ごとの課税標準額、税相当額の証明		
名寄帳証明書	納税義務者の所有する資産の一覧	1,300円	
住宅用家屋証明書(専住証明)	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明		

※郵便による請求ができます。日曜日開庁で発行できるものもあります。詳しくはお問い合わせください。



▶ナンバープレートの交付

次の「軽自動車税対象車両」を取得したときは各申告場所でナンバープレートを交付する手続きを行ってください。持ち主や車両の定置場を変更したときは届け出てください。

▶軽自動車税対象車両

車両の種類		申告場所			
原動機付自転車	特定小型	(1) 税務課 〒869-1192(役場専用郵便番号) 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 ☎232-4911  (2) 西部支所(光の森町民センター内) 〒869-1108 熊本県菊池郡菊陽町光の森2丁目1番地1 ☎237-6555			
	総排気量 50cc以下				
	総排気量 90cc以下				
	総排気量 125cc以下				
小型特殊自動車	三輪以上 50cc以下				
	農耕用(トラクター・コンバインなど) その他(フォークリフトなど)				
軽自動車	被けん引車(ボートトレーラーなど)	熊本県軽自動車協会 〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町16番3号 ☎050-3816-1758 (軽自動車協会コールセンター)			
	三輪 総排気量 660cc以下				
	四輪 総排気量 660cc以下			乗用	自家用
				貨物	自家用
小型自動車	二輪(125ccを超え250cc以下)	熊本運輸支局 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086			
	二輪(250ccを超えるもの)				



税金

▶軽自動車税の減免

身体障がい者などの人が所有し、本人や家族が運転する軽自動車は、障がい区分や等級で軽自動車税が減免される場合がありますのでご相談ください。

▶納税証明書(継続検査用)

車検の際に納税証明書の添付は原則不要です。

ただし、納付直後や購入してすぐなどに確認のため納税証明書が必要な場合は、税務課または西部支所(光の森町民センター内)で発行できますので、自動車検査証(車検証)を持参してください。





# 国民健康保険・国民年金

国民健康保険

問 健康・保険課 ☎232-4912

## ▶国民健康保険とは

病気やけがをしたときの医療費に充てるため、加入者の皆さんがお金を出し合って備える制度です。  
職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人および生活保護を受けている人以外は、全ての人が国民健康保険に加入するように定められています。  
また、平成30年4月からの制度改正により、都道府県と市町村が共同して運営しています。

## ▶主な届出

次のようなときは、14日以内に届け出てください。  
届け出には下記の書類と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。  
※別世帯の人が申請をするときは、委任状が必要です。

### 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町外から転入したとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき (3カ月以上の滞在が見込まれるとき)	在留カードまたはパスポート

### 国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町外へ転出するとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
国保被保険者が死亡したとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、 死亡を証明するもの(会葬礼状など)
生活保護を受け始めたとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、保護決定通知書
65歳から74歳までの人で、障害認定により 後期高齢者医療になったとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、障害者手帳など

### その他

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
修学のため別に住所を定めるとき	資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、 在学証明書(学生証)
資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)	使えなくなった資格確認書(マイナ保険証を利用していない人のみ)、 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



## ▶いろいろな給付制度と一部負担金について

### 国民健康保険の給付とは

病気やけがをして病院で診療を受けたとき、また出産や死亡があったとき、国民健康保険の加入者は保険による診療や現金の給付を受けられます。

### 療養の給付

病院・診療所の窓口でマイナ保険証などを提示すれば、一部負担金(医療費の3割。70歳以上の人は2割または3割、義務教育就学前までは2割)を支払うだけで診療が受けられます。

### 入院時食事療養費

入院の食事に係る費用のうち、1食当たり510円(町県民税非課税世帯などは240円)を負担していただき(標準負担額)、残りを「入院時食事療養費」として国保で負担します。

### 入院生活療養費

療養病床(※1)に入院する65歳以上の人は、食費と居住費に係る費用のうちの標準負担額を負担していただき、残りは「入院時生活療養費」として国保で負担します。

※1 療養病床に該当するかどうかは、医療機関にお問い合わせください。

## ▶療養費の支給(全額を自己負担したとき)

次のような場合は、いったん全額自己負担となります。後日、印鑑・申請書・領収証など必要書類を添えて申請してください。詳しくは、担当窓口へお尋ねください。

- 旅先の急病などでマイナ保険証などを使わずに診療を受けたとき
- 手術などで輸血に用いた生血代(医師が必要と認めた場合)
- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)
- 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

## ▶交通事故などにあったとき

交通事故など第三者行為によるけがや病気の時でも、届け出により国保で病院にかかることができます。ただし、加害者から治療費を受け取っていたり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず担当窓口へご相談ください。

## ▶医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢や所得区分、支給回数により異なります。詳細は、担当窓口へお尋ねください。

### 限度額適用認定証

限度額適用認定証を病院の窓口で掲示することで支払いが限度額に抑えられます。

あらかじめ窓口で申請してください。

## ▶出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます(国保から医療機関へ出産費用が直接支払われる制度があります(直接支払制度))。

## ▶葬祭費の支給

国民健康保険の加入者が死亡したとき、葬祭を行った人(喪主)に対し2万円が支給されます。

## ▶はり・きゅう補助施設利用券

町の国保加入者で、はり・きゅうの施術を受ける場合、1回の施術につき千円を町が負担します(一世帯当たり年間60枚)。

利用を希望する人は、担当窓口で申請してください。ただし、国保税の滞納がある場合は利用できません。

## ▶人間ドック費用補助

町の国保加入者で、30歳(年度末年齢)～74歳までの人が人間ドックを受ける場合、その費用の一部を助成します。(上限2万5千円)ただし、国保税の滞納がある場合は補助を受けることができません。

給付の詳細や手続き方法は、担当窓口へお尋ねください。



▶加入する人

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入者(被保険者)は、次の3種類に分けられます

- ①第1号被保険者…自営業、自由業、学生など(厚生年金などに加入していない人)
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など(厚生年金などに加入している人)
- ③第3号被保険者…会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

次のような人は、希望により国民年金に加入できます(任意加入被保険者)

- ①日本国内に居住している60歳以上65歳未満の人
  - ②海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人
- ※ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人および第2号被保険者は任意加入できません。

▶主な届出など

こんなとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき(厚生年金などの加入者は除く)	加入手続きは不要ですが、誕生日のおおむね2週間後に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます。
会社員や公務員になったとき(厚生年金などに加入したとき)	事業主が行いますので、役場での手続きは不要です。
勤め先を退職したとき(厚生年金などをやめたとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職した年月日が分かるもの(離職票など)
厚生年金などに加入している配偶者に扶養されなくなったとき(離婚、死別、収入が増えたとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養されなくなった年月日が分かるもの
任意加入するとき、やめるとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、引き落としを希望する口座の通帳、通帳の届出印
年金手帳または基礎年金番号通知書をなくしたとき(1号被保険者)	本人確認書類(運転免許証など) ※2・3号被保険者は勤務先または年金事務所での手続きとなります。
学生納付特例を申請するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証または在学証明書
保険料の納付が困難なとき(免除・納付猶予申請をするとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、離職票など

▶国民年金保険料

保険料は、20~60歳の40年間納めることになっています。

「第1号被保険者」は自分で納める必要があり、「第2・3号被保険者」は直接納める必要はありません。

定額保険料

※毎年変わります  
月額 17,920円(2026年度分)

付加保険料

月額 400円(第1号被保険者のうち希望される人)

▶国民年金保険料の納付の方法など

口座振替・クレジットカード(手続きが必要ですが)、日本年金機構から送付された納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。

▶さまざまな制度

前納割引制度

2年前納や1年前納、6カ月前納、口座振替による当月振替により、保険料が割引される制度です。

免除制度

保険料を納めることが困難な人は、申請により納付が免除されます。(免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。本人、配偶者、世帯主の所得制限あり)

納付猶予制度

保険料を納めることが困難な20歳以上50歳未満の人は、申請により納付が猶予されます。(本人、配偶者の所得制限あり)

学生納付特例制度

学生の場合(指定された学校などに限る)、本人の所得が一定基準以下であれば申請により保険料の納付が猶予されます。

▶支給される年金

種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料を10年以上納付(免除期間も含まれます)した人が、65歳になったとき
障害基礎年金	20歳前や国民年金に加入中または、60歳~65歳の間に初診のある病気やけがで障がい状態になったとき
遺族基礎年金	一定の保険料を納付した人や、年金を受けられる資格期間のある人が死亡したとき(支給要件があります)
死亡一時金	36月以上保険料を納付した人が、何も年金を受けずに死亡したとき
寡婦年金	年金を受けられる資格期間のある夫が、年金を受けずに死亡したとき

※詳細は、熊本西年金事務所へお尋ねください。  
(☎353-0142)





# 子育て・教育

## 母と子の健康

問 健康・保険課 ☎232-4912

### ▶妊娠したら

対象者	種類	内容	その他
妊婦	母子健康手帳交付	妊娠届出書・マイナンバーカード・本人確認証・口座情報がわかるものを持参してください。保健師や管理栄養士、助産師が妊婦さんの体調を聞きながら、心配事などの相談・指導も行います。	母子健康手帳は、妊娠初期から母子の健康や成長・発達、予防接種などの記録になります。
	妊婦健康診査受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診票を交付します。	県外の医療機関や国立病院機構熊本医療センター、助産所で受診する際は、一旦健康診査費用を支払った後、費用助成の申請が必要です。
	妊婦歯科健診受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健診の受診票を交付します。	母子健康手帳・受診券を持参のうえ、町内委託歯科医院で受診してください(事前に予約が必要です)。
	ハッピーママ教室(母親学級)	これから始まる赤ちゃんとの生活を応援する教室を実施しています。妊娠後期～分娩、産後の身体と心の変化、育児についてのお話し・事業の紹介・妊婦さんや先輩ママ、赤ちゃんとの交流・子育て支援センターの見学	参加費は無料、事前に予約が必要です。対象者には案内を送付します。(妊娠8カ月頃)

### ▶こどもが生まれたら

種類	対象者	内容
赤ちゃん訪問	2カ月児	①保健師・助産師・看護師による相談 ②体重測定など ※早めの訪問や菊陽町外への訪問を希望する人はご相談ください。
3・4カ月児健診 ※	3～4カ月児	①医師による診察 ②身体測定など
6・7カ月児健診 ※	6～7カ月児	
1歳6カ月児健診 ※	1歳7カ月児	①医師・歯科医師の診察 ②身体測定 ③保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 ④フッ化物塗布(希望者) ⑤専門家による発達相談(希望者・別日)
3歳児健診 ※	3歳1カ月児	①医師・歯科医師の診察 ②身体測定 ③保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 ④尿検査 ⑤視力・屈折検査 ⑥専門家による発達相談(希望者・別日)
1歳児セミナー ※(予約制)	1歳1カ月児	①保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談 ②身体測定
すこやか子育て相談(予約制)	乳児と保護者	①保健師・管理栄養士による相談 ②身体測定 母子手帳を持参ください。

※対象者には事前に案内通知を送付します。その他は町ホームページまたは健康カレンダーをご確認ください。



## ▶その他の子育てに関するサービス

種類	内容
産婦人科・小児科 オンライン相談	産婦人科医・小児科医・助産師にスマホで無料オンライン相談ができます(利用希望の人はお問い合わせください)。
母子手帳アプリ	菊陽町の子育て支援情報を随時配信します。日々の成長の記録や予防接種スケジュール管理など、母子手帳と併せてご利用ください。
産後ケア	委託の助産院や医療機関の助産師が、産後の悩みをサポートします。訪問型、通所型、宿泊型があり、利用形態により時間と利用回数の上限が異なります。事前に申請が必要です。

※詳しくは町ホームページをご確認ください。

## こどもの予防接種

問 健康・保険課 ☎232-4912

予防接種は、病気に対して免疫(抗体)をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。町から配付している予防接種手帳や予防接種予診票つづりの説明をよく読んで、予防接種について正しく理解した上で、お子さんの体調が良いときに接種しましょう。

- ▶接種時は、**母子健康手帳、予診票**を持って行きましょう。
- ▶予診票：出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。  
転入した時や紛失したときは、健康・保険課でお渡しします。  
**必ず母子健康手帳をお持ちください。**  
※郵送で交付もできます。健康・保険課までお問い合わせください。

### ▶定期の予防接種 (接種費用：指定医療機関での接種は無料。ただし対象年齢を過ぎた場合は全額自己負担)

※指定医療機関以外での接種を希望する場合は、接種前に手続きが必要です。健康・保険課までお問い合わせください。

予防接種名	対象者
ロタ	
└ロタリックス	出生6週0日後～24週0日後
└ロタテック	出生6週0日後～32週0日後
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳に至るまで
B型肝炎	生後1歳に至るまで
五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	生後2カ月～7歳6カ月に至るまで
BCG	1歳に至るまで
MR(麻しん風しん混合)	【1期】1歳～2歳に至るまで 【2期】小学校就学前の1年間
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳に至るまで
日本脳炎	第1期：生後6カ月～7歳6カ月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満
二種混合(DT：ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満
HPV(子宮頸がん予防)ワクチン	小学校6年生～高校1年生相当の女子

※「〇歳に至るまで」は「〇歳の誕生日の前日まで」という解釈です。

### ▶任意の予防接種

予防接種名	対象者	助成回数	助成金額	助成方法および指定医療機関
おたふくかぜ	次の①～③を満たす人 ①満1歳から小学校就学前の幼児 ②接種日に菊陽町に住民票がある児 ③過去におたふくかぜにかかったことがない児	対象者1人につき2回まで	1回の接種につき上限3,000円まで	町ホームページをご覧ください。
予防接種名	備考			
インフルエンザ	詳細は広報・町ホームページに掲載予定			



## ▶ 児童手当

対象者	支給月額		問い合わせ先
児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している人	3歳未満 (3歳の誕生日まで)	15,000円 (第3子以降は30,000円)※	子育て支援課 ☎232-2202
	3歳以上 高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)※	

支給時期：毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月(偶数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

認定請求：こどもが生まれたとき、他市町村から転入したとき、公務員でなくなった場合は町に「認定請求書」の提出(申請)が必要です。請求者が公務員の場合は、勤務先で申請します。

児童手当は申請した翌月からの手当から支給されるため、誕生日や転出予定日などの異動日と同月中に申請してください。ただし、異動の翌日から15日以内に申請すれば、特例で申請月から支給します。

※「第3子以降」とは、児童および児童の兄弟などのうち、年齢が上の子から数えて3番目以降の子のことをいいます。

※「児童の兄弟など」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日を経過した後の22歳の最初の3月31日までの間にあって親などに経済的負担のある子のことをいいます。

## ▶ 子ども医療費助成

対象	助成内容	問い合わせ先
0歳～高校3年生相当年齢(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費の自己負担額を助成します。 ※健康保険から給付される高額療養費および付加給付がある場合には差し引き助成となります。	健康・保険課 ☎232-4912

## ▶ 養育医療費給付

対象者	助成内容	問い合わせ先
指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認められた乳児(1歳未満)に対して養育医療の給付を行います。	保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。	健康・保険課 ☎232-4912

## ▶ 妊婦のための支援給付金

種別	対象者	支給額	問い合わせ先
1回目	医療機関で心拍が確認された妊婦。妊娠届の際に申請についてご案内します。 ※妊娠届出前に流産などされた人も対象です。	妊婦1人につき5万円	健康・保険課 ☎232-4912
2回目	出産予定日の8週間前の日を過ぎ、胎児の数の届け出をした妊婦。赤ちゃん訪問の際に申請についてご案内します。 ※出産予定日の8週間前の日より前に流産などされた人も対象です。	胎児1人につき5万円 (双子の場合は10万円)	



## ▶ 児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに手当を支給します。手当を受給するためには申請手続きが必要です。

対象者	支給月額(※2026年4月時点)		
		全部支給	一部支給
次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母、父、または父母にかわってこれらの児童を養育している人 ●父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 ●父または母が死亡した児童 ●父または母が重度の障害の状態にある児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ●父または母がDV防止法の規定による保護命令を受けた児童 ●父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ※児童を養育している人や扶養義務者の所得が所得上限限度額(扶養親族人数により異なります)以上の場合、支給対象の人となり、手当はありません。	児童1人のとき	48,050円	48,040~11,340円
	児童2人目以降	11,350円加算	11,340~5,680円加算

※児童扶養手当の額は、物価の変動などに応じて毎年額が改定されます。(物価スライド制)

## 手当の支給時期

奇数月の11日(支給日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の金融機関営業日)に前月分と前々月分の2月分を支給

## ▶ ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者	助成額	問い合わせ先
町内に住所を有するひとり親家庭の父または母およびその者に扶養されている児童、父母のない児童 (1)父または母…児童の20歳の誕生日月末まで (2)児童…18歳になって最初の年度末まで ※ただし、子ども医療助成制度優先 ※児童扶養手当と同じ所得制限あり	保険診療分の一部負担金の支払額の3分の2を助成します。 ※加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。	子育て支援課 ☎232-2202

## ▶ その他ひとり親家庭などのための支援

種類	内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、指定対象講座を受講した場合の受講費の一部を支給します。	菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689
高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、養成機関で修業中の生活費などを支援します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸し付けを行っています。	
J R通勤割引制度	児童扶養手当を受給している人とその他世帯員や生活保護世帯の人がJ Rの通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	子育て支援課 ☎232-2202

種類	内容	備考																		
地域子育て支援センター	子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センターひかりっこ 光の森町民センターキャロップ内 ☎237-6575</li> <li>●ラビットくらぶ(元気の森ラビット保育園) ☎288-5808</li> <li>●ミニキャロットくらぶ(光の森キャロット保育園) ☎233-0098</li> </ul>																		
こども館	月～金曜日 ●つどいの広場ぴーす 子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。 土曜日 ●小学生向けの活動 小学生を対象に、健全な遊びを提供します。	こども館 ☎227-7200 利用日：月～土曜日 ※月～金曜日 就学前児童とその保護者限定 土曜日 小学生限定 利用時間：午前9時～午後4時																		
一時保育	保護者の就労・疾病・家族の介護・看護・冠婚葬祭などの理由により保育できない就学前の乳幼児を、一時的に保育します。	《対象児童》 町在住の0歳(生後6カ月)～6歳(就学前)であって、預かり保育を必要とする乳幼児 《利用料》1,500～1,800円/日(給食費込み) 900～1,800円/時間(給食費込み) 《問い合わせ先》各保育施設(町認可保育施設参照)																		
病児・病後児保育事業	保護者の就労などの理由で、保育所や家庭における安静な療養が困難な状況にある病気の子どもの預かり保育を行います。	《対象児童》 菊陽町・熊本市に在住または保護者が町内に勤務している世帯の、おおむね12歳(生後6カ月～小学校6年生)の児童で、病児または病気の回復期にあるが集団保育が困難な児童 ※必ず病院で受診をして、病後児保育連絡票の提出が完了してから預かりになります。 利用にあたっては事前登録、前日までに予約が必要です。 《利用料》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用時間</th> <th>幼・保入所児</th> <th>未就園児・小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町内在住</td> <td>5時間未満</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町内勤務者・熊本市在住</td> <td>5時間未満</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> 《問い合わせ先》 病児・病後児保育室「こあら」(ふれあい交流・福祉支援センター内) ☎337-6876 病後児保育室「ゆーかり」(菊陽中部クリニック2階) ☎237-7785(病後児のみお預かり)		利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生	町内在住	5時間未満	500円	1,000円	5時間以上	1,000円	2,000円	町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1,000円	1,000円	5時間以上	2,000円	2,000円
	利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生																	
町内在住	5時間未満	500円	1,000円																	
	5時間以上	1,000円	2,000円																	
町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1,000円	1,000円																	
	5時間以上	2,000円	2,000円																	
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行う人(協力会員)による会員登録制の相互援助活動です。原則として、子どもを預かる場所は協会員宅になります。 《主な活動》 <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育施設、学校などの送迎</li> <li>●保育施設、学校が休みのときの預かり</li> <li>●保護者が病気や、急用などの場合の預かり</li> <li>●他の子どもの学校行事の際の預かり</li> </ul>	《対象児童》 町内に住所を有し、おおむね生後3カ月～12歳の児童 《利用料》 利用する時間帯によって異なります。また、利用にあたっては事前の登録が必要です。 《問い合わせ先》 菊陽町ファミリー・サポート・センター事務局(福祉センター内) ☎232-4824																		
放課後児童クラブ	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。	利用申し込みや利用料などは下記にお問い合わせください。 《問い合わせ先》 NPO法人 子育てサポート学童クラブきくよう事務局(福祉センター別館2階) ☎237-6835																		



**保育所**

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産など、何らかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。

そのため「集団保育をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

**認定こども園**

教育・保育を一体的に行う施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用がなくなっても、教育部門(幼稚園)での利用に切り替えることで、施設が変わることなく利用できることも大きな特徴です。

※定員などの理由により切り替えできない場合もあります。

保育部門で利用希望する人は子育て支援課での申し込みが必要です。教育部門(幼稚園)で利用を希望する人は、各認定こども園へ直接お申し込みください。

**地域型保育事業所**

町には、地域型保育(事業所内保育所・小規模保育所・家庭的保育室)があります。

対象児童は2歳まで(年度途中で3歳になった児童は年度末まで可)です。

地域型保育事業所は小規模で行うため、保育者が児童1人1人と接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

**▶教育・保育給付について**

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園(新制度移行の幼稚園に限る)を利用される人は、申し込みにあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。

**1号認定 教育標準時間認定**

児童が満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する場合

**利用可能施設** 幼稚園(新制度移行の幼稚園)・認定こども園(教育部門)

**2号認定 満3歳以上・保育認定**

児童が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

**利用可能施設** 保育所・認定こども園(保育部門)

**3号認定 満3歳未満・保育認定**

児童が満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

**利用可能施設** 保育所・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業所

**▶教育・保育の必要量(施設の利用可能な時間)について**

**現1号認定 教育標準時間**

おおむね4時間(施設によって異なります)

**現2号・3号認定**

	施設の利用可能時間
保育標準時間	最長11時間
保育短時間	最長8時間



▶ 町内の保育所など

	施設名	所在地	電話番号	定員	
保育所	町立	なかよし園	久保田1230番地1	☎232-2762	50
		みどり園	原水2050番地1	☎232-0452	100
	私立	光の森キャロット保育園	光の森7丁目16番地2	☎233-0098	100
		こうのとりのり保育園	原水5666番地22	☎285-4651	100
		優貴保育園	原水1462番地	☎232-8977	90
		三里木保育園	津久礼2313番地1	☎285-1105	90
		津久礼ヶ丘保育園	津久礼2番地4	☎288-6591	120
		げんき保育園	沖野2丁目18番2号	☎282-8460	90
		もみじ園	原水5208番地11	☎232-2009	90
		白菊保育園	曲手499番地1	☎232-2770	90
		さくら園	津久礼408番地	☎232-2763	80
		光の森武蔵ヶ丘保育園	武蔵ヶ丘3丁目50番2号	☎337-4651	100
		くるる保育園	久保田2824番地2	☎243-2600	105
認定こども園	私立	尚絅大学附属こども園	武蔵ヶ丘北2丁目8番1号	☎338-6771	幼稚園部分 170 保育所部分 90
		認定こども園 美鈴幼稚園	武蔵ヶ丘北3丁目1番35号	☎338-6158	幼稚園部分 180 保育所部分 90
	白鈴こども園	新山1丁目2番32号	☎232-2764	幼稚園部分 20 保育所部分 100	
	元気の森ラビット保育園	武蔵ヶ丘北3丁目1番31号	☎288-5808	幼稚園部分 12 保育所部分 100	
	あゆむ保育園	津久礼2386番地1	☎233-0785	19	
保育事業所 小規模	べる保育園	武蔵ヶ丘2丁目9番21号	☎245-6549	19	
	こども園てんとうむし	津久礼2416番地10	☎232-0909	19	
	くまりはキッズガーデン	曲手760番地	☎233-2720	7	
保育事業所 事業所内	菊陽ぼっぼ保育園	原水5587番地	☎232-3297	7	
	家庭的保育室シェ・ヌヌ	津久礼2158番地24	☎237-7892	5	
家庭的 保育室的	家庭的保育室あんよ保育室	津久礼2395番地1	☎080-2770-6964	5	

※くまりはキッズガーデンおよび菊陽ぼっぼ保育園の定員は、従業員の子どもの分を除いた受け入れ人数(予定)です。

▶ 一時保育

認可保育施設へ入所していない就学前の乳幼児を、保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭などの理由により保育できない場合に一時的に保育する事業です。1カ月当たり12日以内(1日8時間以内)の利用が可能です。事前に保育施設へ申し込みが必要です。利用料は施設によって異なり、実施していない保育施設もあります。そのため、詳細は、各施設へお問い合わせください。

▶ 一時保育対象施設

- みどり園
- 光の森キャロット保育園
- 元気の森ラビット保育園
- 三里木保育園
- 津久礼ヶ丘保育園
- 菊陽ぼっぼ保育園
- 家庭的保育室シェ・ヌヌ
- 家庭的保育室あんよ保育室



## ▶ 保育を必要とする事由

2・3号の認定を受け、保育を希望する場合は、保護者のいずれもが、次の事由に該当することを証明する必要があります。

- ① 就労(\*1)
- ② 就学(職業訓練校など)(\*1)
- ③ 妊娠・出産予定(\*2)
- ④ 病気やけが、心身の障がい(\*3)
- ⑤ 親族の看護
- ⑥ 災害復旧
- ⑦ 求職活動(\*4)
- ⑧ 虐待やDVのおそれ
- ⑨ 育休中に既に保育施設を利用している児童の継続利用(\*5)
- ⑩ 町長が①～⑨に類する状態と認める場合

- \*1 「就労」「就学」は、1カ月当たり、52時間以上の就労もしくは同程度の就学の状態をいいます。
- \*2 利用可能な期間は、産前2カ月産後3カ月となります。
- \*3 病気・けが・障がいの場合は、身体障害者手帳などの写しや、家庭での保育が困難なことがわかる診断書が必要です。
- \*4 求職活動で入所した場合は、入所日から3カ月以内に就労を開始する必要があります。
- \*5 育児休業対象児童が満1歳に達する日の月末までに復職することが条件です。

## ▶ 申し込みについて

保育所 地域型保育事業所 認定こども園 (保育部門)	新年度4月入所の申し込みは、入所前年の11月頃から募集します。(募集開始前に、広報・町ホームページでお知らせします)年度途中入所の申し込みを希望する場合は、入所希望月によって受付期間が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。 申し込み：子育て支援課 ☎232-2202
認定こども園 (教育部門)	入所を希望する場合は、各施設へ直接お問い合わせください。 申し込み：各施設
幼稚園 (旧制度含む)	
認可外保育施設	

## ▶ 利用者負担(保育料)

入所児童の父母の町民税の課税状況で算定します。なお、父母の所得割額が非課税の場合は、同居の祖父母いずれか一方の最も高い所得割額で算定する場合があります。

- 4～8月の保育料…前年度の町民税所得割額
- 9～3月の保育料…当該年度の町民税所得割額

## ▶ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、原則3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されました。無償化の対象や条件は下記の通りです。  
(\*1)

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する人  
(1号・新1号認定)

満3歳以上から利用料は無償。(\*2)

1号・新1号認定に加えて預かり保育を利用する人  
(新2・3号認定)

- ① 3～5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当する場合に11,300円/月まで無償。
- ② 満3歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町民税非課税世帯のみ16,300円/月まで無償。

認可保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する人  
(2・3号認定)

- ① 3歳児クラスから無償。
- ② 3歳未満のクラスは町民税非課税世帯のみが無償。

認可外保育施設などを利用する人  
(新2・3号認定)

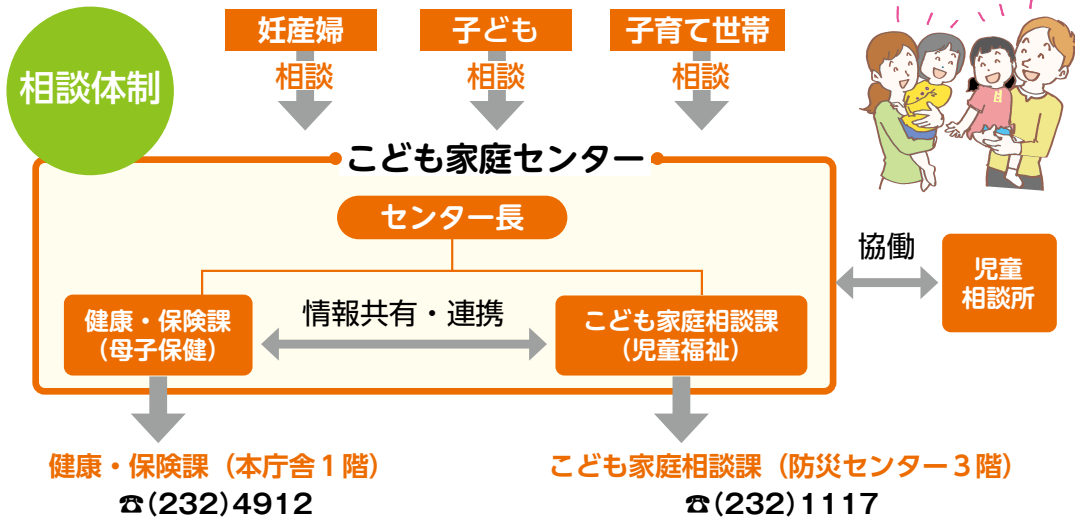
- ① 3～5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当する場合は3万7千円/月まで無償。
  - ② 0～2歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町民税非課税世帯のみ4万2千円/月まで無償。
- ▶ これらのサービスや給付を受けるためには、事前に給付認定が必要です。
- \*1 副食費など実費相当分の負担はあります。
- \*2 旧制度の幼稚園は25,700円/月までを上限に無償。



# こども家庭センター



こども家庭センターでは、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士などの専門資格を有する職員が、妊娠期から主に18歳までのこどもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。



妊娠、出産、乳幼児期の健康・子育てなどに関する業務を担当しています。

- 母子健康手帳の交付
- 赤ちゃん訪問
- 子どもの発育や発達などの相談
- 乳幼児の健康診査

子どもに関する相談や児童虐待などに関する業務を担当しています。

- 子どもの悩みや子育てに関するさまざまな悩みの相談・支援
- 園や学校の巡回・相談支援
- ヤングケアラーに関すること
- 児童虐待に関すること
- 子育て交流会の実施

## 妊娠期～出産後

- 妊娠・出産への不安
- 赤ちゃんの体重がなかなか増えない
- 子育てに自信がない
- 家族・親族のサポートが得られない



## 乳幼児期

- 言葉が遅いように感じる
- 癩癩がある
- 初めての場所が極端に苦手
- 発音が不明瞭
- こだわりが強い
- 保育園などへの行き渋り
- 子育て情報や利用できるサービスを知りたい



## 学齢期

- 学校生活に不安がある
- 友達や家族との関係がうまくいかない
- 勉強が極端に苦手
- 不登校
- ゲームやスマホへの依存
- 気持ちの切り替えが苦手
- 周囲への暴言や暴力



など、日々の生活の中で悩みを抱えているお子さんや、子育ての中で不安を感じている保護者の方、さまざまな形で子どもにかかわっている関係者の皆さんからのご相談をお受けします。

内容に応じて、さまざまな専門職が対応いたします。まずは、ご予約のお電話を。



子育て・教育

▶小・中学校への入学

小学校

新入学児童(前年4月2日~その年の4月1日の1年間に満6歳になった子ども)のいる保護者あてに、入学する前年の9月末までに「就学予定者に対する就学時の健康診断の実施について」を郵送します。健康診断の日程を確認し、必ず受診してください。また、入学する年の1月末までに保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

中学校

小学校と同様に、入学する年の1月末までに新入学生徒の保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

▶転校するとき

町に転入するとき

町民課で転入手続きをしてください。その後、学務課から「転入学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」と一緒に町で指定された学校に持参し、転校の手続きをしてください。

他の市町村に転出するとき

町民課で転出手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校に持参し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って転出先の学校で転校の手続きをしてください。

町内で転校するとき

町民課で転居手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」「転入学通知書」をお渡ししますので、まず、転出元の学校に「転学通知書」を持参し、転校の手続きをしてください。「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って、転入する学校に「転入学通知書」と一緒に持参し、転校の手続きをしてください。(学校区に変更がない転居のときは、学校での手続きはありません。)

▶学校給食費の無償化

令和7年4月から、子育て世帯の負担軽減を目的に、町立小・中学校に通うすべての児童生徒の学校給食費を無償化しています。申請手続きは不要です。

▶障がいのある児童・生徒

障がいの種類や程度に応じた教育を行うために、特別支援学級、通級指導教室や特別支援学校(盲学校・ろう学校を含む)があります。入級・入学などは、学務課へお問い合わせください。

▶就学援助制度

経済的な理由により、町立小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金や学用品費などの一部が援助される制度です。詳しくは、学務課または在籍する学校へお問い合わせください。

▶奨学資金の貸与

町では、高等学校・専修学校・大学などに進学する人で、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金を貸し付ける制度があります。

詳しくは、学務課へお問い合わせください。

▶町内の小・中学校

学校名	所在地	電話番号
菊陽中部小学校	津久礼411番地	☎232-2001
菊陽南小学校	曲手397番地	☎232-2002
菊陽北小学校	原水4652番地	☎232-0453
武蔵ヶ丘小学校	武蔵ヶ丘北1丁目2番1号	☎338-2132
菊陽西小学校	原水5666番地40	☎232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	武蔵ヶ丘北3丁目5番2号	☎338-2500
菊陽中学校	久保田2563番地	☎232-2004
武蔵ヶ丘中学校	光の森1丁目3518番地	☎232-4110

適応指導教室(すぎなみ教室)

学校のこと、友達のこと、不登校など一人で悩まないで相談してください。

保護者からの相談も受けています。秘密は絶対に守りますので気軽にご相談ください。

相談日時 毎週月~金曜日 午前9時~午後3時  
菊陽町適応指導教室

①中央公民館内

フリーダイヤル 0120-797-437

②武蔵ヶ丘コミュニティセンター内

☎283-2711





# 福祉・介護・高齢者

## 障がい(者)福祉

問 福祉課 ☎232-4913

### ▶身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

#### 手帳の交付対象となる障がい一覧

- 視覚障がい
- 聴覚障がい
- 平衡機能障がい
- 音声・言語機能障がい
- そしゃく機能障がい
- 肢体不自由
- 心臓機能障がい
- じん臓機能障がい
- 呼吸器機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい
- 小腸機能障がい
- 免疫機能障がい
- 肝臓機能障がい

#### 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳(交付・再交付)申請書
- 身体障害者診断書・意見書(※指定医師が作成したもの)
- 写真(横3cm×縦4cm)
- マイナンバーが分かる書類

### ▶療育手帳

おおむね18歳までの知的障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

#### 申請に必要なもの

- 申請書
  - 写真(横3cm×縦4cm)
  - 印鑑
  - マイナンバーが分かる書類
- ※申請後、県福祉総合相談所で面接があります。

### ▶精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

#### 申請に必要なもの

- 申請書
- 医師の診断書または障害年金などの情報照会のための同意書
- 写真(横3cm×縦4cm)※任意
- マイナンバーが分かる書類

### ▶特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の心身障がい児(施設入所中を除く)を持つ父母、養育者に手当を支給します(所得制限があります)。

#### 手当額 子ども1人につき

- 1級 月額58,450円(2026年度)
- 2級 月額38,930円(2026年度)

#### 必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

### ▶障害児福祉手当

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

手当額 月額16,560円(2026年度)

#### 必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

### ▶特別障害者手当

重度の障がいのために日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の人に支給します。ただし、病院に3カ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

手当額 月額30,450円(2026年度)

#### 必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

### ▶重度心身障害者医療費助成

重度の障がいのある人が各種健康保険による診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します(所得制限があります)。

#### 助成額

外来の場合	1カ月1医療機関ごとに1,000円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(1,000円)
入院の場合	1カ月1医療機関ごとに2,000円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(2,000円)
訪問看護に係る医療費	1カ月1訪問看護ステーションごとに1,000円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(1,000円)

※介護保険は助成の対象ではありません。

#### 支給資格認定の手続に必要なもの

障害者手帳、健康保険証の情報が分かるもの、本人名義の金融機関の通帳

### ▶自立支援医療(育成医療)

指定医療機関に入院または通院し、手術などの治療を行う障がいのある児童に、医療の給付を行います(被保険者の税額により、一部負担があります)。

#### 必要なもの

医師の意見書、健康保険証の情報が分かるもの、印鑑、マイナンバーが分かる書類など



## ▶ 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を持っている18歳以上の人が障がいを軽くしたり、障がいの進行を防いだり、または取り除いたりして、日常生活を容易にするために必要な医療費(手術、人工透析など)を給付します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

**必要なもの** 身体障害者手帳、医師の意見書、健康保険証の情報に分かるもの、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 自立支援医療(精神通院)

精神疾患のために通院中の人の通院医療費を給付します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

**必要なもの** 医師の意見書、健康保険証の情報に分かるもの(同一保険加入者分)、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 補装具

体が不自由な人の機能を補うための義肢、装具、車いす、補聴器、眼鏡などの購入または修理に係る費用を一

## ▶ 障害福祉サービス

- ※1 介護のサービスである「介護給付」と生活能力や仕事のスキルを身につける訓練を提供する「訓練等給付」の2つがあります。
- ※2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

区分	種類	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事、通院などの介護や家事の支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時や外出先で視覚的情報の支援や移動の援護、介護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設での日中以外の介護、居住の場の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練(生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事などの日常生活能力を向上させる訓練や生活相談などを行います。
	就労選択支援	障がいがある人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力のために必要な訓練を行います。

部助成します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。必ず、購入または修理前にご相談ください。

**必要なもの** 身体障害者手帳、医師の意見書(※指定医師が作成したもの)、見積書、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 日常生活用具

身体障がい者または障がい児が日常生活の利便を図るために必要な用具の費用を一部助成します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

介護保険の対象者で介護保険で給付や貸与を受けられる場合は対象外となります。必ず、事前にご相談ください。

**必要なもの** 身体障害者手帳、見積書、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 障害者住宅改造費助成

自宅で生活する障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するための費用の一部を助成します(所得制限があります)。必ず、事前にご相談ください。



訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	共同生活の場所で相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用した後、一般就労した人に対する就労に伴う支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助事業所などに居住していた人が、地域での生活を行う際に必要な支援を行います。

## ▶障害児通所支援

- ※1 障がいのある児童や療育を必要とする児童に対し、その児童の年齢や状態に応じた療育を受けることができる施設利用の支援サービスです。
- ※2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

サービスの種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理の必要な障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休業日など就学中の障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。

## ▶地域生活支援

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用する人の状況に応じてサービスを受けることができます。

サービスの種類	内容
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出支援を行います。自己負担額は利用料の1割です。
日中一時支援	障がい者または障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担を軽減します。自己負担額は利用料の1割です。
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴が困難な一定の障がい者または障がい児を対象に、移動入浴車により利用者宅を訪問し入浴サービスを行います。自己負担は利用料の1割です。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記などを行う者を派遣します。利用料は無料です。
自動車改造費の助成	身体障がい者本人が運転する自動車の改造に直接要した費用の3分の2(限度額10万円)を助成します。
自動車運転免許取得費用の助成	障がい者本人が運転するための自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2(限度額10万円)を助成します。

## 相談窓口

### ▶相談支援事業

- 障がい者や障がい児、その保護者を対象に日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援事業の利用などについて、専門職員が相談をお受けします。また、申請をするときの支援や調整なども行います。

事業所名	住所	電話番号
相談支援センター[SUN]	久保田2596番地	☎227-7010
きくよう地域生活支援センター	原水5587番地	☎232-8518
基幹相談支援センター[haru]	久保田2800番地(福祉課内)	☎080-1542-1741

### ▶障害者虐待防止センター

- 虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人や虐待を受けていると思われる人は、菊陽町障害者虐待防止センターへお知らせください。

通報・相談先		
菊陽町障害者虐待防止センター(福祉課内)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	☎232-4913
熊本菊陽学園	休日・夜間・早朝 午後5時15分～午前8時30分	☎232-2080



## 生活支援

### ▶生活保護制度

問 福祉課 ☎232-4913

生活に困窮している人の最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するのが目的です。福祉課地域福祉係または菊陽町社会福祉協議会にご相談ください。

### ▶生活保護のしくみ

生活保護は、世帯の人数や年齢などにより、国が定めた基準による月ごとの最低生活費と、世帯の総収入とを比べて、最低生活費より少ない場合に、その足りない分が保護費として支給されます。また、保護は原則として個人単位ではなく、世帯単位で適用されます。

#### 最低生活費

年金、児童扶養手当などの収入	支給される保護費
----------------	----------

収入としては、就労による収入、年金など社会保障給付、親族による援助などを認定します。

### ▶生活困窮者自立支援制度

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

経済的に困っている人、仕事に就けない人など生活や就労の悩みについての相談窓口です。相談員が話をお聞きし、課題を整理して、一緒に解決に向け支援します。

### ▶生活福祉資金

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯などで、この資金を活用することにより、経済的な自立と生活意欲の向上が図られる世帯に対し、資金を貸し付けます。ただし、連帯保証人が必要です。また、母子父子寡婦福祉資金などの公的資金を借りることが可能な人や現住所が住民票と同一でない人などは貸し付けできないことがあります。

## 高齢者福祉

問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

### ▶ふれあいサロン

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-3593

各地域が主体となり、レクリエーションや軽体操、昼食交流、みんなで楽しめるゲームや談笑などの活動を行います。地域の人と交流ができる「ふれあいの場」として気軽に参加できます。各地域で開催場所や日時が異なりますので、上記連絡先までお問い合わせください。

#### 実施日時・場所

月1回・地区公民館や集会所、町内施設

参加料金 昼食代程度

### ▶いきいき大学

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-3594

町の施設において、機能訓練とレクリエーションを通し、在宅高齢者の健康保持と生きがいづくり、仲間づくりを行います。

#### 実施日時・場所

月：南部町民センター、福祉センター

火：ふれあい交流・福祉支援センター

木：福祉センター

金：三里木町民センター、福祉センター

午前10時～午後3時

#### 利用料金

1,020円(昼食代・おやつ代含む)



## ▶ごきげんコール

### 問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

高齢者に対して、ボランティアが電話し、安否や健康状態の確認、孤独感の解消を行います。

#### 実施日時

週1回(月～水曜日のいずれかの)午前中

#### 利用料金

無料

## ▶キャロットサービス

### 問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

社会福祉協議会独自の住民参加型在宅福祉サービスで、家事支援、生活支援を受けたい人(依頼会員)と支援を行いたい人(協力会員)を結ぶ会員相互の福祉サービスです。

#### 利用料金

基本400円/30分以内

## ▶さんさん介護予防パートナー養成講座

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

地域の運動教室などで、健康づくりのお手伝いをしていただくボランティアを養成する講座です。

#### 特記事項

活動場所は、地域や町が主催する介護予防運動教室です。詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶健康ウォーキング(ノルディックウォーキング)

### 問 菊陽町シニアクラブすぎなみ連合会 ☎232-8638

ノルディックスティックを使用し、講師の指導のもとウォーキングを通じた健康づくり活動を行います。

#### 実施場所

総合体育館ランニングコース

#### 実施日時

月1～2回(第1、4水曜日) 午前10～11時

#### 利用料金

200円(老人クラブ会員は100円)

#### 持ってくるもの

ノルディックスティック(貸出可)、飲み物、タオル、帽子、歩きやすい靴

## ▶緊急通報システム

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

発作を伴う疾患や転倒の危険性が高い高齢者などを対象とし、急病や災害などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行います。

#### 利用料金

・設置費無料 ・通話料は自己負担

#### 特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶配食見守りネットワークサービス

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

見守りの必要性が高い高齢者や買い物・調理が困難となった高齢者に、栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに、利用者の安否や健康・栄養状態の確認などの見守り活動を行います。

#### 実施日時

週5日以内(月～金曜日)で1日1食(昼食か夕食)

#### 利用料金

550円/1食

#### 特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶高齢者の就業の促進

### 問 菊陽町シルバー人材センター ☎232-6276

シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢層に、そのライフスタイルに合わせた軽易な業務やボランティア活動などの社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

## ▶認知症高齢者へのGPS貸与

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

認知症などにより行方不明になる恐れがある人の日常的な見守りや、行方が分からなくなった場合の早期発見・保護を目的に、同居家族に対し位置情報検索システム(GPS)を貸与します。

#### 利用料金

利用料月額30%(負担軽減の措置あり)

#### 特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶買い物送迎支援

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

買い物の送迎支援を必要とする在宅の高齢者に対し、同地区内に住む高齢者と乗り合わせで、商業施設などへの送迎と買い物の見守りなどを行います。

#### 対象者

町内在住の65歳以上の高齢者で、移動や買い物に支援を要する人であって、自身で歩行や金銭管理が可能な人

#### 特記事項

行政区・自治会ごとに複数人で乗り合わせて送迎します。利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。



## ▶後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の全ての人と65～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合の認定を受けた人が加入する医療保険制度です。

運営主体は都道府県単位で、全ての市町村が加入して設置されている広域連合が行います。

## ▶主な届出

このようなとき	手続きに必要なもの
県外から転入したとき	負担区分証明書
転出するとき	通帳
死亡したとき・葬祭費の申請のとき	喪主および相続人代表者の通帳 葬儀を行ったことを確認できる会葬礼状や戸籍関係書類、印鑑などが必要な場合があります。
資格確認書をなくしたとき	本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書 通帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

## ▶所得による負担割合について

負担割合	負担区分	判定基準
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に町県民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる人
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に町県民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる人
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる人
2割	一般Ⅱ	・同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない人 ・現役並み所得者で「基準収入額適用」の要件を満たし、次の要件で対象となった人 ①被保険者が1人で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が200万円以上の人 ②被保険者が2人以上で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上の人
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が町県民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	世帯全員が町県民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人

## ▶医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。後期高齢者における高額療養費は、一度申請して振込口座を登録していただくことで、払い戻しの対象になった際に振り込まれる仕組みです。

※医療費には入院した時の食事代や差額ベッド代などは含まれず、これらは全額自己負担です。

## ▶負担区分の資格確認書への併記

「負担区分の併記された資格確認書」を病院の窓口で提示することで、支払いが限度額に抑えられます。あらかじめ窓口で申請してください。

対象者：マイナ保険証をお持ちでない人で、負担区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人

## ▶療養の給付

▶医療機関の窓口で「マイナ保険証」または「資格確認書」を提示し、治療を受けることができます。

▶窓口で支払う費用(一部負担金)は外来・入院共に医療費の1割、または2割、現役並みの所得のある人は3割の負担です。

## ▶療養費の支給(全額を自己負担したとき)

このようなとき	申請に必要なもの
急病などでやむを得ずマイナ保険証または資格確認書を持たずに病院にかかった場合	診療(調剤)内容の証明書 領収書 マイナ保険証または資格確認書 通帳
医師が必要と認めたコルセットなどの治療用器具	医師の診断書(または意見書) 領収書 マイナ保険証または資格確認書 通帳



## ▶ 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に2万円が支給されます。

## ▶ 保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。均等割額と所得割額は、広域連合で2年ごとに熊本県均一で決められます。

**保険料 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)**

※ 所得 = 総所得金額 - 43万円 (基礎控除額)

※ 所得状況などによって保険料の軽減制度があります。

## ▶ はり・きゅう補助施設利用券

後期高齢者医療保険に加入している人は、はり・きゅうの施術を受ける場合、1回の施術につき千円を町が負担します(1人当たり年間30枚)。利用を希望する人は窓口で申請してください。ただし、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は利用できません。

## ▶ 人間ドック費用補助

後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックを受ける場合、その費用の一部を援助します(上限2万5千円)。ただし後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、補助を受けることができません。

## 介護保険

問 介護保険課 ☎232-2508

### ▶ 加入者(被保険者)

第1号被保険者	65歳以上の人
第2号被保険者	40～64歳の人(医療保険加入者)

### ▶ 介護保険料

**第1号被保険者**  
本人および世帯の町県民税の課税状況と前年中の所得に応じて決まります。

**第2号被保険者**  
加入している医療保険の算定方式を基本として決まり、医療保険の保険料と併せて納めます。

### ▶ 65歳以上の人介護保険料の納め方

#### 特別徴収

受給している年金(老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金)の支払月に年6回に分けて天引きで支払います。

#### 普通徴収

事前に届け出された口座からの振り替えか、町から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニまたは町役場で支払います。

※ 受給している年金が年額18万円以上の場合原則特別徴収ですが、年度途中で65歳になった人や町に転入した人などは、特別徴収が始まるまでに半年から1年ほどかかります。

### ▶ 介護サービスを利用するまで

- (1) 申請  
本人や家族またはケアマネジャーにより、必要書類をそろえて役場介護保険課に申請を行ってください。
- (2) 訪問調査  
申請をすると、介護認定調査員が訪問し本人の心身の状態を見たり、家族から聞き取りを行い、併せて役場から主治医に意見書の照会をします。
- (3) 認定  
調査に基づいて、審査会で判定を行います。結果は、軽い人から非該当・要支援1～2・要介護1～5の8段階あります。  
なお、非該当の人は原則介護サービスの利用はできませんが、チェックリストの結果によっては一部利用可能なサービスもあります。
- (4) ケアプラン作成  
介護認定を受けた人はケアプランを作成して介護サービスを利用することができます。ケアプランは認定の段階により、地域包括支援センター、または居宅介護支援事業所が作成できます。
- (5) 介護サービスの利用者負担  
利用者は介護サービスの1割、一定の所得がある人は2割または3割を支払います。  
また、施設入所などの施設サービスを利用される場合は、サービスの自己負担に加え、居住費、食費、日常生活費の支払いが必要です。
- (6) 自己負担の軽減  
施設サービスを利用するときの居住費や食費について、自己負担を少なくするための「負担限度額認定」や同じ月のサービス費が限度額を超えた場合の「高額介護サービス費」があります。どちらも申請が必要ですので、詳しくは介護保険課までお尋ねください。



## ▶町のサービス事業所・施設

### 介護予防支援

事業所名	電話番号
菊陽町地域包括支援センター (介護保険課内)	☎232-2366

### 居宅介護支援

事業所名	電話番号
菊陽台病院 居宅介護支援事業所	☎232-1618
きほう苑居宅介護支援事業所	☎232-1188
居宅介護支援事業所 野の花	☎285-1962
居宅介護支援事業所 ブルーオーシャン	☎237-7388
居宅介護支援事業所 みうら	☎285-7821
ケアプラン花花	☎215-8871
指定居宅介護支援事業所 サンライズヒル	☎232-3115
指定居宅介護支援事業所 ほほえみのもり	☎288-3957
菊陽町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	☎232-3592
東熊本第二病院 在宅総合支援センター	☎340-2775
グリーンコープケアプランセンター菊陽	☎233-5001
熊本セントラル病院 居宅介護支援事業所	☎285-6073
居宅介護支援センター イナフサポートプラス+	☎288-2103
ケアプランセンター ぽけっと	☎090-5483-6940
ケアライフ菊陽ケアプランセンター	☎338-4165

### 通所介護(デイサービス)

事業所名	電話番号
きほう苑 通所介護事業所	☎232-1188
デイサービス サン・フレンズ光の森	☎233-0091
わがままデイサービス	☎340-2681
デイサービス 花花	☎215-8871
デイサービスセンター 星の里	☎232-3608
デイサービス ほほえみのもり	☎285-7742
デイサービスまごころ本舗原水苑 (地域密着型)	☎202-7702
デイサービス みうら	☎234-7361
デイサービスセンター てまり	☎232-5888
デイサービスセンターゆるりの家・ 三里木	☎233-5000
デイサービス まおる	☎237-6890
デイサービス カノン(地域密着型)	☎202-2642
ケアライフ菊陽デイサービスセンター	☎338-4165

### 通所リハビリ(デイケア)

事業所名	電話番号
菊陽台病院 通所リハビリテーション	☎232-1193
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656
通所リハビリテーション 熊リハ病院	☎232-3970
東熊本第二病院 通所リハビリセンター	☎232-3939
つくれ デイケアセンター	☎285-3335
赤とんぼ大津	☎273-9902
熊本セントラル病院 通所リハビリテーション事業所	☎285-5310
なかがわ整形の通所リハビリテーション	☎273-7185

### 訪問介護

事業所名	電話番号
社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 訪問介護事業所	☎232-3594
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター結ふたば	☎232-5428
つくれヘルパーステーション	☎285-3272
ヘルパーステーションみうら	☎285-7821
ブロッサム	☎337-0290
ヘルパーステーション ファミリア	☎233-0091
訪問介護事業所 きずな	☎285-1962
訪問介護事業所 トラスティーホームげんき	☎232-3939
訪問介護支援事業所 ほほえみのもり	☎288-3958
ニチイケアセンター菊陽	☎340-9522
訪問介護まおる	☎237-6890
訪問介護ステーション けやき	☎285-6213
ケアライフ菊陽ヘルパーステーション	☎338-4165

### 訪問リハビリ

事業所名	電話番号
熊本リハビリテーション病院	☎232-3111
菊陽台病院 訪問リハビリテーション	☎232-1191
熊本セントラル病院 訪問リハビリテーション事業所	☎285-5310
なかがわ整形の訪問リハビリテーション	☎273-7185

### 訪問看護

事業所名	電話番号
訪問看護ひたむき	☎285-5712
精神科特化訪問看護ステーション Cruto COCORO光の森	☎234-8136



事業所名	電話番号
熊本セントラル病院 訪問看護ステーション	☎285-5221
訪問看護ステーション 菊陽台	☎232-1191
訪問看護ステーション ソレイユ	☎284-1814
訪問看護ステーション ひまわり	☎232-3113
訪問看護ステーション HEART	☎237-7565
あまてらす訪問看護ステーション プラス	☎273-9854
訪問看護ステーション きくよう	☎232-8519
訪問看護ステーション らこって	☎273-6716
訪問看護ステーション COCHIリンク	☎234-8257
訪問看護ステーション わんぷらす	☎321-9077
訪問看護ステーション feel heart	☎233-0091
アロールケア訪問看護 リハビリステーション	☎288-7888
エントランス訪問看護ステーション	☎283-7260

#### 福祉用具(住宅改修)事業者一覧

事業所名	電話番号
愛夢	☎233-5516
介護の太助 熊本店	☎273-8731
有限会社ベストライフ福祉用具サービス	☎338-4165

#### 短期入所生活介護(ショートステイ)

事業所名	電話番号
きほう苑 短期入所生活介護事業所	☎232-1188
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	☎232-1122

#### 短期入所療養介護(ショートステイ)

事業所名	電話番号
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656
菊陽台病院介護医療院	☎232-1191

#### 特定施設(有料老人ホーム)

事業所名	電話番号
介護付有料老人ホーム 陽かりの郷	☎292-3226

#### 小規模多機能型居宅介護

事業所名	電話番号
小規模多機能ホーム ブロッサムつくれ	☎337-0290

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	電話番号
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ステーション ひかり野Ⅱ	☎285-7284

#### 看護小規模多機能型居宅介護

事業所名	電話番号
看護小規模多機能型居宅介護 コスモピアきくよう	☎339-7500

#### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

事業所名	電話番号
グループホーム 菊陽スマイル	☎233-5288
グループホーム 武蔵ヶ丘	☎288-3446
グループホーム コスモピアきくよう	☎377-8720

#### 認知症対応型通所介護(デイサービス)

事業所名	電話番号
デイサービスセンター 星の里	☎232-3608
グループホーム 武蔵ヶ丘 認知症対応型通所介護	☎288-3446

#### 介護老人福祉施設

事業所名	電話番号
特別養護老人ホーム きほう苑	☎232-1188
地域密着型特別養護老人ホーム ケアタウン光の森	☎273-8686
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	☎232-1122
地域密着型特別養護老人ホーム 音ねの森	☎285-7580

#### 介護老人保健施設

事業所名	電話番号
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656

#### 介護医療院

事業所名	電話番号
菊陽台病院介護医療院	☎232-1191

#### 住宅型有料老人ホーム

事業所名	電話番号
ヴィラつくれ	☎285-3272
住宅型有料老人ホーム エイジングホーム げんき	☎232-8777
住宅型有料老人ホーム ケアホーム ラ・フランス	☎233-0091
有料老人ホーム てまり	☎232-5888
有料老人ホーム ほほえみのもり	☎234-7124
有料老人ホームみどり	☎234-7690
ブロッサムつくれ	☎337-0290
赤とんぼ大津	☎273-9904
ケアライフ菊陽	☎338-4165
シェアハウス田崎	☎202-2642





# 健康

健康

問 健康・保険課 ☎232-4912

## ▶健康診査・検診

令和8年度から新たに「働き盛り世代のがん予防推進事業」を開始します。40～70歳の5歳毎の節目年齢を対象とした無料検診を行います。詳細は、健診案内チラシ、広報・町ホームページなどをご覧ください。

### 総合健診

特定健診とがん検診をセットで受ける総合健診

**対象者** 40～74歳の国民健康保険加入者、  
後期高齢者医療保険加入者  
※申し込みをした人に指定日時を記載した問診票を郵送します。

### がん複合検診

健(検)診項目を選択して受ける複合検診

項目	対象者
特定健診	40～74歳の国保加入者 後期高齢者医療保険加入者
胃がん検診(胃透視)	40歳以上
腹部超音波検査	
肺がん検診	
大腸がん検診(検便)	
子宮頸がん検診	40歳以上の女性
乳がん検診 (マンモグラフィ)	
骨粗しょう症検診	
前立腺がん(PSA)検査	40歳以上の男性

※申し込みをした人に指定日時を記載した問診票を郵送します。

### 30歳代(女性)複合検診

項目	対象者
乳がん検診(超音波)	30歳代の女性
子宮頸がん検診	
骨粗しょう症検診	

※申し込みをした人に指定日時を記載した問診票を郵送します。

### 人間ドック

**対象者** 30歳以上の国民健康保険加入者、  
後期高齢者医療保険加入者  
※希望する健診機関およびコースを選択できます。  
※申し込みをした人に健診機関から案内を送付します。

### 歯周疾患検診

**対象者** 20、30、40、50、60、70歳となる人  
※対象者には案内文を送付します。

### 医療機関子宮頸がん検診

**対象者** 20歳以上の女性  
※20歳代の女性には、受診票を送付します。  
※30歳以上で申し込みをした人に、受診票を送付します。

### ピロリ菌検査(医療機関)

**対象者** 40歳以上でピロリ菌検査を受けたことがない人(除外条件あり)  
※申し込みをした人に案内文を送付します。

### 歯科口腔健診

**対象者** 後期高齢者医療制度加入者  
※町内の委託医療機関(要予約)で受診できます。  
また、受診の際は受診券が必要です。

## ▶健康相談・健康教育

生活習慣病予防などに関する出前講座に応じます。また、糖尿病や生活習慣などに関する相談にも応じます。事前にご連絡の上、気軽にご相談ください。

## ▶献血

場所と日程は広報・町ホームページでお知らせしますので、ぜひ献血にご協力ください。

## ▶大人の予防接種

### 定期の予防接種

種類	対象者	備考
インフルエンザ	65歳以上の人	詳細は広報・町ホームページに掲載予定
新型コロナウイルス感染症	65歳以上の人	詳細は広報・町ホームページに掲載予定
带状疱疹	年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる人で、過去に当該予防接種を受けたことがない人	対象者には個別通知します
高齢者の肺炎球菌感染症	65歳の人(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)	対象者には個別通知します

### 任意の予防接種

種類	対象者	備考
インフルエンザ	生後6カ月～64歳	詳細は広報・町ホームページに掲載予定

## 町の救急医療体制

問 健康・保険課 ☎232-4912

事業	内容
在宅当番医制事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『休日在宅当番医』による日曜および祝日の昼間の診療</li> <li>●休日の診療…【午前9時～午後5時】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当番医は菊池郡市医師会のホームページでお知らせしています。</li> <li>・在宅当番医問い合わせ電話番号：☎0968-25-3300</li> <li>※菊池郡市医師会員の医療機関</li> </ul> </li> </ul>
病院群輪番制病院運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間の救急や高度な救急医療のため『輪番制病院』による休日の昼間および休日・平日の夜間の診療</li> <li>●休日・夜間の診療 <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日【午前8時～午後6時】</li> <li>・夜間【午後6時～翌朝8時】</li> </ul> </li> <li>●町が指定した菊池郡市内の病院です。</li> </ul>
熊本県子ども医療電話相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間の子どもの急な病気などに関する電話相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号：#8000</li> <li>※ただし、ダイヤル回線やIP電話、光電話の場合は ☎364-9999</li> <li>・相談時間：【月～金曜日】 午後7時～翌朝8時</li> <li>【土曜日】 午後3時～翌朝8時</li> <li>【日曜日、祝日】 午前8時～翌朝8時</li> <li>・相談員：看護師</li> <li>・内容：夜間の子どもの急な病気への対処法や応急処置についての助言、受診可能な医療機関の情報提供など</li> </ul> </li> </ul>

※休日在宅当番医の日程は、広報・新聞をご覧ください。

※休日在宅当番医は、変更になる場合がありますので、お出かけ前にご確認ください。

※病状によっては、当番医から他の病院へ紹介される場合もあります。

※日ごろから、気兼ねなく相談できる「かかりつけ医」を決めておきましょう。





# 住まい・暮らし

## ごみ・リサイクル

問 環境生活課 ☎232-2114

詳しくは、お住まいの地区の「菊陽町ごみ収集カレンダー」や「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

### ▶ごみの収集

ごみは必ず収集日の午前8時30分までに決められたごみ一時保管所に出してください。

ごみは分別して出してください。

**【分別区分】** 燃やすごみ、資源物、不燃物、粗大ごみ、廃蛍光管、廃食用油、特定品目、特定家庭用機器廃棄物

※特定品目→廃乾電池・ボタン電池、スプレー缶・ガスボンベ、水銀血圧計・水銀体温計、チャッカマン・ライター、練り朱肉、リチウムイオン電池またはバッテリー・バッテリーが取り外せない小型廃家電

※特定家電→家電リサイクル法に係る4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

### ▶ごみ一時保管所に出せるごみ

品目	出す日	指定袋	留意事項
燃やすごみ	1週間に2回	赤色	指定袋に入れて出してください。
空かん・空びん	1カ月に1回	緑色	指定袋に入れて出してください。 地域によっては、リサイクル活動に取り組まれていますので、区・自治会にお尋ねください。
新聞・折込みチラシ			
雑誌・電話帳・その他の紙			
布類			
段ボール			
牛乳パック類			
ペットボトル	1週間に1回	黄色	指定袋に入れて出してください。 ※袋に必ず「氏名」を書いてください。
白色トレイ・発泡スチロール・容器包装プラスチック類			
不燃物・小型金物・小型廃家電			
特定品目	1カ月に1回	透明	「不燃物」を出す日に「透明な袋」に入れて別に出してください。
粗大ごみ		—	町収入証紙(粗大ごみシール)を購入し、粗大ごみに貼ってください。収集日の2日前までに収集の申し込みが必要です。 ※令和8年度からは5日前の午後3時まで締め切ります。 なお、予約には上限数があり、上限に達し次第締め切ります。

特定家電  
4品目

通常、家電を販売した小売店が引き取ります。販売店の引き取り義務がない物に限り収集します。粗大ごみとして町が収集する場合は、家電リサイクル券と粗大ごみシールが必要です。粗大ごみの収集日2日前の午後3時までに収集の申し込みが必要です。  
※令和8年度からは5日前の午後3時までになります。

ゴミ

廃蛍光管

下記の拠点回収施設での回収となります。

拠点回収施設	持ち込む時間帯
役場(東側通用入口前)	平日午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、12/29～1/3は休み)
東部町民センター・三里木町民センター・ふれあいの森研修センター・南部町民センター・武蔵ヶ丘コミュニティセンター・西部町民センター・光の森町民センター	月～土曜日 開館時間内 (日曜日、祝日、12/29～1/3は休み) 閉館時間は、施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

※最寄りの施設の回収コンテナに出してください。  
※割れた蛍光管、LED蛍光灯は、「不燃物」で出してください。

廃食用油

廃蛍光管の拠点回収施設と同じ施設での回収となります。



住まい・暮らし

## ▶ごみを直接持ち込む場合

搬入施設	問い合わせ	搬入できるごみ
菊池環境工場クリーンの森合志 合志市幾久富460番地	☎248-0330	燃やすごみ、粗大ごみ(可燃性)
環境美化センター 大津町大津115番地	☎293-1222	資源物、不燃物、粗大ごみ(不燃性)、特定家電4品目、廃乾電池、 廃蛍光管、特定品目
九州産交運輸 熊本センター 益城町平田2526番地	☎388-2731	特定家電4品目(引取手数料はかかりません) 家電リサイクル券が必要です。

※重さなどで引取手数料がかかる場合があります。

## ▶電動式生ごみ処理機のレンタルについて

生ごみの自家処理を推進し、ごみの排出量削減とごみ減量意識を高めるために、電動式生ごみ処理機の貸し出しを行っています。

- 対象者の条件**
- 菊陽町に住民登録があること
  - 処理機を屋内に設置できること
  - 処理機について町が実施するアンケート調査などに協力できること

**貸し出し料** 無料(運搬や電気代など、使用に関する費用については使用者の負担)

**貸し出し期間** 30日

**貸し出し数量、回数** 1世帯につき1台、貸し出し回数は1回まで

**貸し出し機器**

パリパリキューブ ライトα (PCL-33)	1～3人向け
loofen(SLW-01)	1～4人向け
パリパリキューブ (PPC-11)	1～5人向け
Panasonic(MS-N53-S)	2～6人向け

※貸し出しは随時行っています。

※機器の貸し出し状況によって、ご希望に沿えない場合があります。

※詳細は環境生活課までお問い合わせください。

## ごみ処理関連の補助金

問 環境生活課 ☎232-2114

### ▶電動式生ごみ処理機設置事業補助金

**補助金の額**

- 処理機購入代金(消費税込み)の2分の1で、3万円を限度とします(100円未満切り捨て)。
- 補助対象は、1世帯当たり1台です。ただし、購入後5年を経過し買い換える場合は、対象台数にすることができます。処理機を購入後、6カ月以内に必要書類を添えて環境生活課に申請してください。対象となる処理機は生ごみを堆肥化する構造があるものに限りません。転入前の市町村で補助金の交付を受けた電動式生ごみ処理機は対象外です。

**必要書類**

- 領収書(明細などが分かるもの)
- メーカーの保証書
- 構造・機能の確認できるもの(取扱説明書など)
- 印鑑(認印で可)
- 振込先の口座が分かるもの

### ▶生ごみ処理容器設置事業補助金

**補助金の額**

- 処理容器購入代金(消費税込み)の2分の1で、1基につき5千円を限度とします(100円未満切り捨て)。
- 1世帯当たり2基まで(5年以上の耐久性を有していること)が補助対象です。ただし、購入後5年を経過し買い換える場合などは、対象基数とすることができません。処理容器は、印鑑(認印で可)を持参し、下記の指定店で購入してください。

**指定店**

- ハンズマン菊陽店 ☎232-5525  
菊陽町大字津久礼2697番地2
- H1ヒロセスーパーコンボ菊陽店 ☎340-2020  
菊陽町大字津久礼2527番地2



▶ 雨水浸透枺・雨水タンク設置補助

生活環境と地下水の保全のため、雨水浸透枺と雨水タンクの設置補助を行っています。

雨水浸透枺設置補助

〈補助金額〉

- 1基当たり2万円(上限4基 8万4千円)  
補助対象は、開発などによる設置義務のない、任意設置の浸透枺のみとなります。

雨水タンク設置補助

〈補助金額〉

- 有効貯水量200リットル未満：購入額の2分の1 (上限2万4千円)
- 有効貯水量200リットル以上：購入額の2分の1 (上限3万5千円)

※千円未満の端数は切り捨て  
※住宅用家屋1棟につき1基まで

※各種補助金の交付要件や申請手続きなど詳しくは町ホームページをご覧ください。

▶ 太陽熱温水器・太陽熱利用システム設置補助

太陽熱温水器と太陽熱利用システムの設置費用の一部を補助します。

補助金の交付対象者

自己が所有し居住する町内の住宅に対象機器を設置する人、または対象機器を設置した住宅を購入する人で、一定の要件に当てはまる人

補助金の額

対象機器の設置費用の5分の1の額(千円未満切り捨て)(限度額5万円)

注意事項

交付を受けるには、設置または購入前の事前手続きが必要です。詳しくは町ホームページに掲載しています。

し尿など

くみ取りの手続き

新しく申し込むとき、転出するとき、水洗化するときが町の許可業者にご連絡ください。

町許可業者：中野衛生(有) ☎232-0636

くみ取り料金の納入

くみ取り業者がお伺いし徴収します。郵便局からの振り込みもできますので、町の許可業者にご相談ください。

町許可業者：中野衛生(有) ☎232-0636

くみ取り料金

区分	単位	料金(税込み)
普通手数料	10リットルにつき	110円
最低手数料	1回につき	630円
加算手数料	し尿くみ取りの際40メートルを超えてホースを使用する場合	220円

▶ 浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の働きで汚水を処理しています。日常の維持管理が適正に行われていないと浄化槽本来の機能が発揮されず、悪臭の発生や河川などの水質汚濁の原因になります。そのため、浄化槽管理者には「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を適正な時期に行うことが浄化槽法で義務付けられています。

きれいな環境を守るため、浄化槽は適正な維持管理を行きましょう。

保守点検

保守点検とは、浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているかを点検し、装置や機器の調整・修理、消毒剤の補給などを行うものです。

- 時期は処理方式や規模で異なります。
- 専門の知識や技能、専用の器具や器材が必要なため、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。保守点検業者は熊本県下水環境課(☎333-2529)にお問い合わせください。

清掃

清掃とは、浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄などを行うものです。

- 年に1回以上(全ばつ気式は6カ月に1回以上)行わなければなりません。
- 町の許可業者である中野衛生(有)(☎232-0636)に依頼してください。

法定検査

法定検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを検査するものです。

- 年に1回受検しなければなりません。
- 法定検査は県知事の指定検査機関である熊本県浄化槽協会(☎284-3355)が行います。熊本県浄化槽協会が送る受検申込はがきで申し込んでください。

## 火葬場

問 菊池広域連合事務局 ☎0968-38-0171  
予約の受付は午前8時30分～午後5時(年中無休)

### ▶火葬場のご案内

#### 所在地

菊池火葬場 菊池市木柑子1318 ☎0968-25-4382  
大津火葬場 大津町大津110 ☎293-7730

#### 利用時間

午前8時30分～午後5時  
(火葬開始は午前9時～午後3時)

#### 予約について

各火葬場に直接、予約してください。

#### 休業日

1月1日および広域連合長が指定する日

#### 火葬場使用料金

区分	12歳以上	12歳未満	その他改葬遺骨など
広域連合管内住民	13,000円	10,000円	5,000円
広域連合管外住民	40,000円	28,000円	18,000円

※管内住民：合志市、菊池市、大津町、菊陽町の住民

## 犬を飼う人へ

問 環境生活課 ☎232-2114

### ▶飼い主の義務

#### 犬の登録と狂犬病予防注射

犬を飼う場合には、犬の登録(犬の生涯で1回)と狂犬病の予防注射(年1回)を受けることが義務付けられています。

- 登録、注射を受けたら鑑札、注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられています(迷子札の代わりにもなります)。

鑑札交付手数料 3千円

済票交付手数料 500円

〈罰則〉 狂犬病予防注射や登録をしなかったとき、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

#### 各種届出

犬が死亡したときや、所在地・所有者の変更などがあったときは、30日以内に環境生活課に届け出てください。

※死亡した場合は電話での届け出も可能です。

### ▶犬の転入・転出

#### 転入

- 町に飼い犬とともに引っ越してきたとき
  - ペットショップなどで購入した犬が、他市町村で登録されているとき
  - 他市町村で登録されている犬をもらい受けたとき
- これらの場合は、転入の届け出が必要です。環境生活課に届け出てください(鑑札が必要です)。

#### 犬が人をかんだとき

- まず、被害者の傷の手当てを優先しましょう。
  - 加害犬の飼い主は、菊池保健所に事故発生届を提出してください。
  - 加害犬の飼い主は、獣医師の下で狂犬病鑑定を受け、鑑定書を菊池保健所に提出してください。
- 〈罰則〉 事故発生届の提出をしなかったときや犬を受診させなかったとき、3万円以下の罰金または料金が科せられる場合があります。

#### 犬の引き取り

犬が飼えなくなったり、子犬が生まれて世話ができないときは、里親を探しましょう。どうしても里親が見つからないときは、菊池保健所(☎0968-25-4135)にご相談ください。

#### 転出

- 町から他市町村に飼い犬とともに引っ越すとき
  - 飼い犬を他市町村の人へ譲渡するとき
- これらの場合は、町での手続きは不要です。転出先の自治体に届け出てください。



## 上水道・下水道

問 上水道に関する問い合わせ 大津菊陽水道企業団

☎293-7711(代表) ☎293-7714(休日・夜間)

公共下水道・農業集落排水に関する問い合わせ 下水道課 ☎232-2164

### ▶上水道

#### 水道開始・中止について

予定が決まり次第、早めにご連絡ください。当日の連絡は対応が遅れる場合があります。

対応日：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

#### 水道料金について

検針は2カ月に1回行います。

確認した月毎の使用量を、1カ月分ずつ請求します(請求は、使用月の2カ月後です)。

支払方法 ①口座振替 預金口座振替依頼書は、町内の金融機関窓口にあります。窓口提出してください。

②水道料金納入通知書 納入期限内に、通知書裏面に記載の取扱機関にてお支払いください。

※クレジットカード決済はできません。

#### 水のトラブルについて

水道管破損・蛇口やバブルが止水できない

→ 水道工事業者※1

水の出が悪い

→ 大津菊陽水道企業団  
工務課

賃貸物件を利用している人 → 管理会社・家主

※1 大津菊陽水道企業団ホームページに指定工事店を掲載しています。



### ▶公共下水道

#### 公共下水道への接続工事をしたいとき

下水道には、トイレのし尿や台所、お風呂などの雑排水を流すことができます。下水道への接続工事をするときには、町排水設備工事指定工事店へお申し込みください。

※指定工事店は、町ホームページに掲載しています。

#### 敷地内の排水設備(配管)の修理

家庭内の便所・浴室・台所などに詰まりなどが発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

#### 下水道の整備について

集落内開発制度で住宅などを建築する場合、場所によっては下水道が整備されていないところもありますので、事前に下水道課へご相談ください。

#### 公共下水道使用料

公共下水道使用料は、水道の使用水量に応じ、大津菊陽水道企業団(☎293-7711)が毎月水道料金と合わせて徴収しています。

ただし、大津菊陽水道企業団以外からの上水道(井戸水含む)を使用している場合は、下水道課から直接納入通知書を送付します。

#### 受益者負担金制度

公共下水道の施設の利用は公共下水道が整備された区域内の土地に限られています。受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づき、その利益を受けられる土地に対して一度限り建設費の一部を負担していただく制度です。負担金の額は、土地の面積1平方メートル当たり340円を乗じた額です。

(計算例) 土地の面積100平方メートル×340円  
=34,000円(10円未満切り捨て)

#### 共有の私道に下水道管の敷設を行うとき

共有の私道は、以下の要件を満たしている場合、町が下水道管の敷設を行います。

#### 〈要件〉

公道に面していない家屋が2戸以上あり、その下水道管を利用する家屋の3分の2以上が6カ月以内に水洗化工事を行って下水道管に接続すること(詳しくはお問い合わせください)。



## ▶農業集落排水

### 農業集落排水施設(下水道施設)

農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、農業集落内のし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設です。

対象地区は、戸次、馬場楠、曲手地内です。対象地区内で、集落内開発制度により新たに住宅などの建築を行い、下水道を利用する人は、事前に(建築年度の前年11月頃まで)下水道課へご相談ください。

### 農業集落排水への接続工事をしたいとき

農業集落排水には、トイレのし尿や台所、お風呂などの雑排水を流すことができます。下水道への接続工をするときは、町排水設備工事指定工事店へお申し込みください。

※指定工事店は、町ホームページに掲載しています。

### 敷地内の排水設備(配管)の修理

家庭内の便所・浴室・台所などに詰まりなどが発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

### 農業集落排水使用料

農業集落排水使用料は、水道の使用水量に応じ、大津菊陽水道企業団(☎293-7711)が毎月上水道使用料と合わせて徴収しています。

ただし、大津菊陽水道企業団以外からの上水道(井戸水含む)を使用している場合は、下水道課から直接納入通知書を送付します。

### 農業集落排水事業分担金

農業集落排水の施設の利用は農業集落排水が整備された区域内の土地に限られています。農業集落排水事業分担金は地方自治法第224条の規定に基づき、その利益を受けられる世帯または事業所に対し建設費の一部を負担していただく制度です。分担金の額は、一世帯または一事業所につき12万円です。

## 住宅支援

問 県営住宅に関する問い合わせ	熊本県住宅管理センター	☎213-2711
町営住宅に関する問い合わせ	施設整備課住宅係	☎232-6500
定住促進補助に関する問い合わせ	都市計画課	☎232-4927

## ▶県営住宅

住宅に困窮している世帯などに対して、地方公共団体が低廉な家賃で賃貸する住宅です。

### 入居の申し込み

上記問い合わせ先へ、お問い合わせください。

## ▶町営住宅

空室が出たときに、広報・町ホームページで募集しています。

### 入居の申し込み

次の全てを満たす人は入居申し込みができます。

- 町内に住所または勤務場所がある
- 同居する親族がいる(※高齢者や障がい者などの人は単身でも申し込みできます)
- 世帯の収入が基準以下である(※高齢者や障がい者、小学校未就学児がいる場合は基準が緩和されます)
- 市町村税などの滞納がない
- 現に住宅に困っていることが明らかである
- 世帯に暴力団員がいない
- 原則連帯保証人1人

詳しくは建設課管理係へお問い合わせください。

## ▶定住促進補助

### 菊陽町定住促進補助金制度

対象地区の活性化を促進するため、対象地区に定住する子育て世帯に対して、住宅の新築・購入、リフォームなど、または転入・転居、出生児の養育に要する費用の一部を補助します。

〈対象地区〉 菊陽南小学校区(行政区：井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

### 〈補助金額〉

- ① 住宅を新築(購入)した人  
100万円(中古住宅購入の場合は50万円)
- ② リフォームした住宅に転入(転居)した人  
リフォーム工事費の2分の1以内(限度額50万円)
- ③ ①②の加算金  
小学生以下の扶養親族1人当たり20万円
- ④ ①②以外の転入(転居)した人  
小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
- ⑤ 対象地区内の人が出産した出生児を養育する人  
出生児1人当たり10万円  
※①②の補助を受け、交付決定時に妊娠中だった出生児の場合は20万円



## 住環境保全

問 雑草の除去・公害に関する問い合わせ 環境生活課 ☎232-2114

道路に関する問い合わせ 道路緊急ダイヤル ☎#9910

(国道)国土交通省阿蘇国道維持出張所 ☎0967-22-0631

(県道)県北広域本部維持管理課 ☎0968-25-2167

(町道)建設課 ☎232-2115

杉並木公園に関する問い合わせ スポーツ振興課 ☎288-7877

その他の公園に関する問い合わせ 建設課 ☎232-2115

生垣補助に関する問い合わせ 都市計画課 ☎232-4927

### ▶公害

事業活動に伴う騒音・振動・悪臭(町事務)に関する相談、水質汚濁・大気汚染・地盤沈下・土壌汚染(県事務)に関する相談など

### ▶道路

道路の穴ぼこや側溝のふた割れ、また道路に障害物(動物の死骸)があるなど危険な状態を見つけたときは、道路緊急ダイヤルか菊陽町道路・公園異常システム、もしくは上記問い合わせ先にご連絡ください。

### ▶公園

公園内の樹木や雑草および遊具などの施設について、危険な状態を見つけたときは、菊陽町道路・公園異常通報システムか上記問い合わせ先にご連絡ください。

### ▶生垣補助

#### 生垣づくり

町内の住宅用地や事業所用地で、道路に面した部分に生垣をつくる場合、町が生垣づくりに要した苗木代および工事費の3分の1以内を補助金として交付します。ただし、5万円が上限です。

補助を受けたいときには、生垣づくりを始める前に、申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

## 交通安全

問 危機管理防災課 ☎232-2110

### ▶交通災害共済制度

交通事故で死亡や負傷した場合、実際に入院や通院を行った期間に応じて交通災害見舞金を支給します。

#### 対象になる交通事故

道路交通法第2条に定める自動車、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、電車、汽車、モノレール、ケーブルカー、船舶、航空機の運行による事故で、日本国内で発生したもの

#### 交通災害見舞金額

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。



詳しくはこちら

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	150,000円
2等級	180日以上の治療を要した傷害	60,000円
3等級	90日以上180日未満の治療を要した傷害	40,000円
4等級	30日以上90日未満の治療を要した傷害	25,000円
5等級	10日以上30日未満の治療を要した傷害	20,000円



高齢者の運転による交通事故の減少を目的に、運転免許証を自主返納された人へ、タクシー利用券3万円分(1回限り)を交付します(有効期限到来の失効は対象外です)。

**対象者**

- (1) 自主返納の日において町の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の人
- (2) **平成31年4月1日以降**に運転免許証を運転免許センターなどで自主返納し、運転経歴証明書の交付またはマイナンバーカードに運転経歴情報の記録を受けた人
- (3) 町税を滞納していない人

**支援内容**

- (1) 運転経歴証明書の交付または運転経歴情報の記録に係る手数料のいずれかに対する補助金を交付します。
  - (2) タクシー利用券3万円分を**一回限り**交付します(再交付はできません)。
- ※県内のほとんどのタクシー会社で利用できます**(本人の利用に限ります)**。

**申請書類**

- (1) 菊陽町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書
- (2) 運転経歴証明書の写しまたは運転経歴情報の記録を証明できるもの  
(マイナ経歴証明書の画面の提示または写しなど)
- (3) 運転免許取消通知書の写し

※申請書類は役場窓口または町ホームページから取得できます。

※運転免許取消通知書や運転経歴証明書の受け取り、マイナンバーカードへの運転経歴情報の記録の手続きは、運転免許センターで免許返納手続き時に可能です。

詳しくはこちら



▶ **ボランティアセンターの運営**

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録、活動先の紹介、機材の貸し出しなどボランティア活動に関する相談を随時受け付けています。各種団体の活動支援や、周知、ボランティア募集の紹介も行っています。

**ボランティア協力校の指定**

全小中学校を指定して児童のボランティア活動の推進や出張福祉体験教室などを開催しています。

**ワークキャンプの開催**

小・中学生が施設での体験をとおして福祉施設の役割や福祉の仕事などを学ぶワークキャンプを開催しています。

〈開催施設〉 きほう苑・熊本菊陽学園・サンライズヒル・音ねの森・社協など

**各種ボランティア講座**

ボランティアに関する基礎知識や技術の取得のために開催しています。

**災害ボランティアセンターの運営**

町内で大規模災害が発生した際、支援を必要とする被災者と支援するボランティアをつなぐセンターの設置運営を行います。

**保険の手続き支援**

ボランティア活動を行うための保険(活動保険や行事用保険など)の受け付けを行います。





# 生涯学習・スポーツ

## 生涯学習

問 生涯学習課(中央公民館内) ☎232-4917

### ▶生涯学習

町には西部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、三里木町民センター、中央公民館、東部町民センター、南部町民センター、ふれあいの森研修センターの7つの公共施設があります。ここでは、町民の皆さんが参加できる主催講座・自主講座を開催しています。講座案内は毎年、各家庭に配布しています。

### ▶文化財

馬場楠井手の鼻ぐりをはじめ、町内には貴重な文化財が多く残っています。これらの文化財を紹介した「文化財マップ」を生涯学習課で無料配布していますので、見学の際はご利用ください。

町の歴史を1冊にまとめた「菊陽町史」(A5版981ページ)も販売しています。

## スポーツ・体力づくり

問 小中学校体育施設、町総合体育館の利用・申し込み 町総合体育館 ☎288-7885  
町民体育館、町民総合運動場の利用・申し込み 町民体育館 ☎283-1666  
体育施設の管理・運営 スポーツ振興課 ☎288-7877  
NPO法人 クラブきくよう ☎273-8488

### ▶体育施設利用

小中学校体育施設、町総合体育館利用は町総合体育館までお問い合わせください。

町民体育館、町民総合運動場利用は町民体育館までお問い合わせください。

利用時間は、町施設案内(27~32ページ)をご覧ください。

### ▶NPO法人 クラブきくよう

「いつでも」「誰でも」「気軽に」参加できる総合型地域スポーツクラブです。バドミントンや卓球など19種目を年間を通して開催しています。参加をお待ちしています。

## 人権教育・啓発

問 人権教育・啓発課 ☎232-2113

町民の皆さんに人権教育・啓発の場として人権のまち菊陽フェスタや菊陽町人権子ども集会などを開催しています。また、人権について気になることがありましたら相談してください。

DVなどの相談やパートナーシップ制度など相談してください。



▶ご利用案内

開館時間	月・水・金・土・日曜日 午前10時～午後6時 木曜日 午前10時～午後8時 ※エントランスホール、くつろぎコーナーは、午前9時30分から利用でき、その日の新聞が読めます。
休館日	毎週火曜日、毎月第3水曜日(館内整理日) 年末年始(12月29日～1月3日) 特別整理期間(その都度お知らせします)
貸出利用できる人	●町に住んでいる人(住民登録がある人)。町に通勤、通学している人。 ●菊池市、合志市、大津町に住んでおり(住民登録があり)、居住地の図書館利用カードを持っている人(広域利用者)
貸出手続き	本の貸し出しには利用カードが必要です。 利用カード申請書に必要事項を記入してください。 ※マイナンバーカード、運転免許証など住所、氏名が確認できるものが必要です。通勤か通学している人は、勤務証明書、学生証など通勤・通学先が確認できるものが必要です。広域利用者は、申請時に居住地の図書館利用カードが必要です。
貸出冊数期間	本(雑誌)：1人10冊まで、15日以内。 視聴覚資料(CD、DVD)：1人2本まで、8日以内。 ●一部貸し出しできない本もあります。 ●利用の延長は、次の予約がなければ1回のみできます(雑誌や視聴覚資料は延長できません)。 ●最新号の雑誌の貸し出しはできません。
返却方法	カウンターまで返却してください。利用カードは不要です。

▶催し物

おはなし会

おはなし会	日時	時間	場所
朝のおはなし会(おはなしの森さんさん 他)	毎月第1・2水曜日	午前11時～11時15分	おはなしの へや
あかちゃんと楽しむわらべうた(図書館職員)	毎月第4水曜日	①午前10時30分～10時50分 ②午前11時～11時20分	
夕方のおはなし会(図書館職員)	毎週木曜日	午後4時30分～4時45分	
日曜のおはなし会(おはなしの森さんさん)	毎月第2・4日曜日	午後2時～2時20分	

▶ホールのご利用案内

利用時間 時間 午前9時～午後10時  
休館日 毎週火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

使用時間 朝・昼・夜の3つで区分しています。

(朝)午前9時～正午	(昼)午後1時～5時	(夜)午後6時～10時
------------	------------	-------------

※例えば正午～午後5時まで使用する場合、朝の区分から借りることになります。  
※使用時間には、使用者だけでなくホール(照明・音響など)の準備・後片付けに要する時間も含まれます。

使用料 ホール事務室までお問い合わせください。

使用申込

受付場所	菊陽町図書館
受付時間	午前9時30分～午後6時(開館日に限る)
申込方法	●ホール使用申請(原則) 「使用希望日の6カ月前の月」の毎月10日(10日が休館日の場合は翌日)の午前9時30分から行う調整会議で受け付けます。 例：7月1日に催し物を行う→1月10日の調整会議 ●調整会議終了後は、先着順で受け付けます。 詳しくはホール事務室までお問い合わせください。





# 議会・選挙

## 議会

問 議会事務局 ☎232-4919

町議会は、町の意思を決定する機関として、町民から選ばれた議員(定数18人・任期4年)で構成され、条例や予算などを審議・決定しています。

年に4回開かれる定例会(3月・6月・9月・12月)と必要に応じて開かれる臨時会があります。

### ▶ 請願・陳情の提出

請願書・陳情書はどなたでも議会に提出できます。趣旨・提出年月日・提出者の住所・氏名を記載し、押印のうえ提出してください。請願書には紹介議員が必要です。

### ▶ 議会の傍聴

本会議はいつでも傍聴できます。1階の町民課前および防災センターでも本会議の様子を放映しています。

団体傍聴は、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。個人の場合は、当日、傍聴人受付簿に住所・氏名などを記載し、傍聴してください。傍聴では、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしてはいけません。

### ▶ 会議録の閲覧

本会議の会議録の閲覧を希望する人には、議会事務局、西部支所(光の森町民センター内)、中央公民館、西部町民センター、三里木町民センター、東部町民センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、ふれあいの森研修センター、菊陽町図書館に会議録を備えています。

町ホームページにも掲載しています。



普段のくらしの中で感じる思いや願いを、私たちの代わりに国や地域で実現してくれる人を選ぶこと、それが「選挙」です。「選挙」はその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

大切な一票を無駄にしないよう、進んで投票に行きましょう。

### ▶投票

選挙人名簿に登録されている人(本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでおり、満18歳以上)には、選挙の際に投票所入場券を郵送します。投票日には、入場券に表示された投票所で投票してください。もし、入場券が届かなかつたり、なくしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

### ▶代理投票

病気やけがなどで、投票用紙への記入が困難な人のために投票所の事務従事者が代筆する制度です。

代理投票は事務従事者2人が補助を行い、補助者の1人が投票者の指示する候補者などを投票用紙に記入し、他の1人が立ち会う方法で行います。補助者は、投票の秘密を必ず守ります。

投票用紙への記入が困難な人は、投票所で申し出てください。

### ▶投票時間

午前7時～午後7時

### ▶郵便等投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで障がいの程度が一定の基準に該当する人、または介護保険の被保険者証をお持ちで要介護5の認定を受けた人は郵便などによる不在者投票ができます。この制度の適用を受けるためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

#### 投票所一覧表

※投票所は変更する場合がありますので、選挙の際に投票所入場券や広報・町ホームページなどでご確認ください。

投票所	投票所名	投票所対象行政区	投票所所在地
第1投票所	南部町民センター	戸次・馬場楠・曲手・辛川・井口・道明	曲手498番地3
第2投票所	東部町民センター	上中代・出分・中代・川久保	久保田1309番地2
第3投票所	菊陽町役場	津留・大堀木・下原・津久礼ヶ丘・あさひヶ丘・宮ノ上・ひばりヶ丘・緑ヶ丘・緑陽台	久保田2800番地
第4投票所	上津久礼公民館	上津久礼・下津久礼	津久礼1175番地2
第5投票所	三里木町民センター	沖野・三里木・三里木北・新山・北新山・境の松・新成・杉並台	津久礼2962番地2
第6投票所	ふれあい交流・福祉支援センター	武蔵ヶ丘1～6町内・8町内	武蔵ヶ丘北1丁目6番34号
第7投票所	光の森町民センター	光の森1～7町内・武蔵ヶ丘7町内	光の森2丁目1番地1
第8投票所	西部町民センター	八久保・南八久保・花立・南花立・向陽台・にじの森	武蔵ヶ丘北3丁目5番1号
第9投票所	ふれあいの森研修センター	中尾・南方・光団地・駅前・向原・新町・新町西・馬場・柳水・入道水・古閑原・鉄砲小路・長塚	原水4652番地24
第10投票所	青葉台公民館	青葉台・東ヶ丘	津久礼2268番地131

### ▶期日前投票

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票に行けない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

場所	菊陽町役場	光の森町民センター (キャロップピア)
日時	告示(公示)日の翌日から 投票日前日まで	投票日前日までの 4日間
午前8時30分～午後8時		

### ▶不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に、町外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

また、病院などの施設に入院(入所)している人は、その施設が「不在者投票指定施設」である場合、施設内で不在者投票ができます。

※事前に施設管理者にご確認ください。



# 各種相談

## ふれあい総合相談

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

相談料金は無料です。相談室がありますので、プライバシーは守られます。お気軽にお問い合わせください(相談日は、広報でご確認ください)。1日先着6人までです。

項目	曜日	場所	時間	相談員
心配ごと相談	奇数月第3土曜日	福祉センター	午前10時～正午	心配ごと相談員
	偶数月第3土曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
行政相談	毎月第2土曜日	福祉センター	午後1時30分～3時30分	行政相談員
法律相談	毎月第1月曜日 偶数月第3木曜日	福祉センター		弁護士
	毎月第3金曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
税金相談	奇数月第2月曜日	福祉センター		税理士
年金相談	偶数月第2月曜日	福祉センター		地域型年金委員
財産相続相談	毎月第4月曜日	福祉センター		行政書士
	毎月第3火曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
相続遺言・登記など 相談	奇数月第3木曜日	福祉センター		司法書士
	毎月第2木曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		

※会場・相談日および相談員が変わることがあります。電話などでご確認ください。

## 消費生活相談

問 総合政策課 ☎232-2112

架空請求や訪問販売、多重債務など、消費生活上のさまざまな問題に関して無料で相談に応じます。個人の秘密は守られます。

相談日・時間・予約	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談日：月・木曜日(祝日を除く)</li> <li>●受付時間：午前10時～午後4時</li> <li>●場所：菊陽町役場(消費生活相談室)</li> </ul> ※火・金曜日は大津町、水曜日は西原村で相談を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。	菊陽町消費生活相談窓口 (総合政策課内) ☎232-2112 FAX232-4923

## こころの相談

問 福祉課 ☎232-4913

専門職が、こころの問題で悩んでいる人やその家族などの相談をお受けします。ご本人やご家族であればどなたでも相談できます。個人の秘密は守られますので、ひとりで抱え込まず、ぜひ相談してください。

相談例 ●眠れない、イライラする、気分が落ち込む、意欲が出ないなど、こころの健康に関すること  
●お酒やギャンブルなどの依存症 ●発達障がいに関すること ●その他こころの悩み

相談日 月～金曜日(祝日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

場所 福祉課

その他 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。



各種相談

こども家庭相談課では、臨床心理士や精神保健福祉士、保健師、保育士などの専門資格を有する職員が、主に18歳までの子どもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 相談例
- 学校生活が不安・・・
  - 勉強が難しい。
  - 友達や家族との関係がうまくいかない・・・
  - 子どもの行動が気になる・・・
  - 子育て情報がほしい・・・
  - 子育てが心配・・・
  - 産前・産後に気分の落ち込みがある。

対象者 子ども本人、保護者、関係者など、どなたでも。

相談日 月～金曜日(祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 防災センター3階(役場本庁舎北側)こども家庭相談課

その他 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

もの忘れ相談

「何度も同じことを聞く」「物の置き場所を忘れる」など、生活の中での小さな不安はありませんか？ 地域包括支援センターでは、専門の相談員が「もの忘れ」に関するご相談をお受けしています。ご本人だけでなく、ご家族や近所の人からの相談も可能です。

相談日 月～金曜日(※祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時

場所 介護保険課

その他 窓口へ直接お越しいただくか、まずはお電話ください。





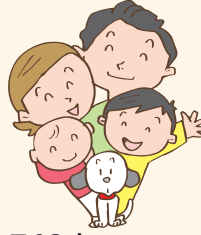
# 統計でみる菊陽町

人口密度



37.46km<sup>2</sup> 43,763人  
1km<sup>2</sup>当たり1,168人(R7.12.31)

世帯人口



19,509世帯 43,763人  
1世帯当たり2.24人(R7.12.31)

出生



261人 1日に0.72人  
(R7.12.31)

死亡



283人 1日に0.78人  
(R7.12.31)

転入



1,914人 1日当たり5.25人  
(R7.12.31)

転出



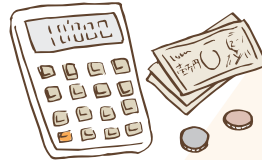
1,903人 1日当たり5.22人  
(R7.12.31)

町税



8,339,930千円  
1人当たり 190,439円 (R6年度)

歳出



23,081,866千円  
1人当たり 527,067円 (R6年度)

自動車(二輪車除く)



34,393台  
1世帯に1.75台 1.27人に1台  
(R6年度)

火災



8件 52日に1件  
(R6年度)

消防団員



359人 町民122人に1人  
(R6年度)

ゴミ



10,888 t  
1日当たり29.8 t (R6年度)

し尿



1,341kℓ  
1日当たり3.67kℓ (R6年度)

交通事故



156件 2日に1件  
(R6年度)

町職員



280人 町民156人に1人  
(R6年度)

## きくようまち 生活便利帳

きくようまち生活便利帳に掲載の行政機関は、令和7年12月31日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動などにより内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続きなどで不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

令和8年4月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

発行

# 菊陽町

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

Tel:096-232-2111 Fax:096-232-4923

令和8年4月発行